

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第5号

平成24年6月14日（木曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

欠席議員 なし

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	山本恵美君
副市長	石川眞澄君	会計管理者	吉藤稔君
教育長	菅澤庄治君	消防長	井坂沢守君
市長公室長	川尻芳弘君	教育部長	小松崎延明君
総務部長	小貫成一君	水道事務所長	貝塚成人君
市民部長	根本光男君	農業委員会事務局長	塚本茂君
保健福祉部長	鈴木弘君	総務課長	雨貝高雄君
環境経済部長	藤崎宏明君	下水道課長	金田克彦君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第5号

日程第1	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第2	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第51号 市道路線の認定について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 延会について

開 議 午前10時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山本文雄議員より所用によりおくれるとの連絡がありましたので、ご報告いたします。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

ここで暫時休憩について、確認の意味でご説明申し上げ、あわせて今後の暫時休憩に対する対応についてお願い申し上げます。

暫時休憩は会議規則第11条に規定され、議長は、議事整理権に基づき、必要があると認めるときは、原則としていつでも休憩を宣言する権限を有しております。また、議会側としての暫時休憩の理由の主なもの、食事のため、議会運営委員会を開くため、常任委員会を開催するためなどです。一方、執行部としての暫時休憩の理由の主なものは、説明員が答弁に窮した場合、調査のため、答弁調整のため、さらには、説明員の出席や資料の提出を待つためなどです。このため、これまでの暫時休憩は執行部の理由による場合が多く、当日の日程どおり効率的な議事運営のため措置しているのが現状でありました。つまり、議事を休憩し休んでいるのではなく、主に答弁調整や資料提出のための時間というものでありますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

今回、試行的に、本会議中心主義の議会運営に移行したことにより、これまで以上の円滑な議事進行が必要となります。特に、議案質疑につきましては、執行部におかれましてはみずから提案していることを再認識していただき、議員からのさまざまな質疑に対し答弁できるような事前準備をしていただくよう改めてお願い申し上げます。あわせて、これまでの答弁調整のための暫時休憩は、効率的な議事運営という観点から、議長としての配慮によって行ってまいりましたが、暫時休憩が多いとの意見もあることから、答弁調整のための暫時休憩を求める際は必ず説明員から休憩を求める旨の発言を徹底されることを求めます。

日程第 1 承認第 2 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8 番 佐藤文雄君。質問席でお願いいたします。

○8 番（佐藤文雄君）

おはようございます。

行ったり来たりで大変かなと。質問通告が出されているのは、私しかないようであります。

第 2 号の税条例の改正について、承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについてという項目であります。2012年度の地方税法の改正案は国会において各党の賛成多数で可決されまして、反対したのは日本共産党だけでした。

衆議院の総務委員会ですけれども、この総務委員会で日本共産党の塩川鉄也議員が反対討論に立って、地方税法改定案について、原発被害に対する課税免除や減額措置の延長は当然だが、特定の外国貿易の大規模コンテナの埠頭にかかわる固定資産税と都市計画税に対する軽減措置の延長を初め、いわゆる担税能力を持つ事業者への優遇策の継続が含まれており、直ちに廃止すべきというふうに述べました。

さらに、塩川氏は、住宅用地の固定資産税と……

○議長（小座野定信君）

佐藤議員に申し上げます。本市の議題についてのみの質疑とします。

○8 番（佐藤文雄君）

はい。都市計画税の負担軽減措置の特例期間2年の経過について、これについて、経過後の廃止とともに住宅用地の増税につながるものだというふうに、ということがあって今回の質問になるわけでありませう。

特例措置2年間の経過後に廃止による住宅用地の固定資産税の状況について、当市の場合の影響、それと、固定資産税の評価がえで地価が下落しても税負担がふえる状態にあるかどうか。

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、一問一答です。

○8番（佐藤文雄君）

いや、もうこれはまとめて、あとはそのまま。

○議長（小座野定信君）

答えは1回でいいですね。

○8番（佐藤文雄君）

ええ、いいです。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

承認第2号の専決処分事項の承認を求めることにつきましての据え置き特例を2年間の経過措置後に廃止による住宅用地の固定資産税の状況について、当市の場合の影響はどの質問にお答えいたします。

今回の地方税法等の改正に伴い税条例を改正したことによりまして、住宅用地に対する据え置き特例が平成26年度から廃止となることから、当市でも影響を受けることとなります。今後、流動的な部分ではありますが、平成26年度に廃止となる場合と廃止前を比較して、その影響を概算により算出してみますと、現在の住宅用地の筆数およそ1万7000筆中、7,500筆程度が影響を受けることとなり、税額では約510万円の増加となるものでございます。1,000平方メートル当たりでは平均で約1,200円増加するという状況でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今のお答えは1番ですか。あと、2番目の評価がえの件についても答えたということなんでしょうか。もう一度ちょっと。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

大変失礼しました。2点目の固定資産評価がえで地価が下落しても税負担がふえる状況があるかとの質問にお答えいたします。

土地に係る固定資産税の評価額につきましては、3年ごとに見直しが行われ、今年度が見直し

の年度となりましたが、評価額が急激に上昇した場合であっても税負担の上昇は緩やかになるよう課税標準額を徐々に是正する負担調整措置を講じております。地価が下落する中、本来の課税標準額に比べて現在の課税標準額が低い場合は、負担調整措置によりまして、本来の課税標準額に向けた是正の途中であるため、税負担がふえるものでございます。

市内において、いまだ本来の課税標準額に至っていない土地は約2,200筆、158万平方メートルあり、平成23年度と24年度を比較しますと、評価額では約11億円減少することになりますが、課税標準額は約2億3,700万円増加し、税額では約330万円増加するという状況でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

1番目の特例措置の2年間ということであると、1万7000のうち7,500筆ですか、それで510万円増額になると。平米当たり1,200円アップということですが、これはそういう意味ではかなり厳しい増税につながるものだと思いますが、どうなのでしょう。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

本来であれば、本来の税額ですと急激に増加するものを負担調整措置によりまして減額をしておりますので、その減額が廃止されるということですので、それはご理解いただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは2年間の経過措置によって、そういう増税みたいな形になってしまうということになると思いますが、これを市長、どういうふうに思われますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

市長、暫時休憩ですか。

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

税法の改正に伴う措置でございますので、その点についてはご理解をいただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

答えになっておりません。ちゃんと教えてください。これは増税につながってしまうんじゃないかということで、市長の姿勢をただしているんです。それは決まったんですね。国会で決まったんだから、これはどうしても各地方自治体でやらなければいけない、そういうことだと思うんです。しかし、そのときに、これは問題かどうかということに対する認識をただしているわけで、決まりましたからよろしくお願いをしますでは、地方自治体のいわゆる自主性というのがな

いわけです。その点でご意見をお伺いしているんです。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

固定資産税の評価がえについてのことですか。

[佐藤議員「特例2年間経過後の」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

①のほうですか。

[佐藤議員「はい」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

①のほうは国保の改定によるものを……

[佐藤議員「国保じゃないですよ」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

国のほうの改定によるものじゃないんですか。

○議長（小座野定信君）

執行部、暫時休憩を要望して答弁を調整したほうがよろしいのではないですか。

[「答弁を調整します」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時13分

再 開 午前10時15分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

これは、かすみがうら市条例として改正しないと法律違反になるということは明確であると。それが増税につながると。増税につながることは、私はやむを得ないと思います。この程度の増税はやむを得ないと、こういうふうに思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この程度の、平米1,200円程度の増税は仕方がないという見解でございますね。

2番の固定資産の評価がえに伴って地価が下落しても税負担がふえる状況、これは全体的に平成23年度と比較して平成22年度は固定資産税11億円減というふうになると。

[「23と24です」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

23と24が合わせて……

[「比較すると」と呼ぶ者あり]

○8番（佐藤文雄君）

平成23年と24年を比較すると、24年は11億円減、固定資産税が減ってしまうと。一方で、2億円ということを書いていたんですけれども、この2億円というのはどういうことですか。よく説明がわからなかったんですけれども、もう一度答えていただけますか。私が言っているのは、地価が下落しても税負担がふえる状況があるかということなんですよ、固定資産税の評価がえでね。これに答えていますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

先ほども申し上げましたが、再度答弁をさせていただきます。

23年度と24年度を比較しますと、約11億円評価額が減少するということです。それでも、課税標準額につきましては2億3700万円増額になってしまいますので、税額では330万円ほど増になるということでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今言ったのは固定資産の評価がえで23、24年と比較すると11億円減になるけれども、標準価格ですか、これから評価すると330万円が増税になるということですか。そういう負担がふえる傾向があるということですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

地価が下がりましたが、ある部分に関しましては評価額が、負担を調整している関係で上がってくる部分があります。筆数で約2,200筆ほどあるんですけれども、そういったところが地価の下落とは反対に評価額が上がってしまうというような現象になりますので、そういうことで評価額が上がって税額が上がるということが発生してまいります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

本来ならば、本議会中心主義じゃなくて委員会ですともっとフランクに十分な時間をかけてやれるんですけれども、今回初めての試みなので、ここで十分に時間をかけたいというふうに思います。

これは1993年を100として2010年と比較すると、地価の公示価格の下落は44%なんですけれども、税負担は35%増加しているんです。ということは、今回の問題も公示価格が下がっているにもかかわらず固定資産税が下がらない、逆に上がる場合があると。これが330万円だということだと思っただけなんですけれども、どうしてこういうふうになるんでしょうか。その仕組みを説明していただけますか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

地価が下がっているのに評価額が上がってしまうということの説明でございますけれども、評価額につきましては、一時急激に上昇して、その後、地価の下落に伴って下がってきております。

ただし、本来の課税標準額につきましては、地価の急激な変動を和らげて、税の急激な上昇、急激な変動がないような形で軽減しております。それが実際の課税標準額になるわけなんですけれども、その課税標準額と本来の課税の額の開きがあります。その開きがまだ完全に縮まっていない段階ですので、実際の課税標準額は上がってきてしまうということが起こってしまいます。そういうことで税額が上がるケースがあります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

評価額が下がって標準額が変わらないというか、その形を変更する。そのときに税の軽減措置があるんだけど、その開きが、なかなかそれが縮まらない。その結果、上がってしまうというような説明のようにとりましたが、なぜそういうふうに関きが縮まらないままになるんですか。

実は、私も自分の家の固定資産を改めてこれで見えたんですよ。今回の措置で下がりました、私はね、24年度固定資産を見たら。ところが、平成17年から22年まではどんどん公示価格が下がっているのに、ところが、全然変わらないんですよ。そういうこともあるので、こういう仕組みが市民にはわかりにくいんですよ。何で上がったのか。固定資産が来た場合に、前と比べてときに上がった。上がったときの説明はなさっているでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

評価がえに伴う説明に関しては、広報紙等で周知しているかと思えます。

今、内容なんですけれども、1回目の答弁のときにも申し上げましたけれども、土地にかかる固定資産税につきましては、評価額が急激に上昇した場合であっても、税負担の上昇を急激なものにしないために、負担を調整して抑えております。それで、課税標準額を徐々に上げていって、最終的には本来の評価額に合うようにするんですけれども、その途中で、是正の過程でありますので、地価が下がっても評価が、課税標準額が上がって税額が上がってしまうということが起こってしまいますので、ちょっとわかりづらいかと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

上昇の場合は急激にぱっと上がる。そうすると、同じように固定資産税がぱっと上がっちゃう。そうすると大変だと。だから、徐々に上げながら目的の税額まで達するようにすると。

では、下がった場合は同じように下がったような形を、今度はまた同じように徐々に下げていると。そのギャップが今回の結果だということですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

税の負担に関しましては、地方税法の規定に従って条例等をつくっております。そういうこともありまして、本来であれば、地価が上がって評価額が上がってきて、それと同様に負担調整後の税額も徐々に上げていって、地価が下がった場合には負担調整によって徐々に下げたらいいのではないかというようなご質問かと思うんですけども、本来負担すべき税額があつて、そこにはまだ達していないので、開きがあるわけなんです。地価が下がってきて、本来課税すべき金額に現在調整している額が、徐々に上げていっても、その額に達していないので、それは下げることができないということなので、そういう制度になっていますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

だから、今言ったように、上がるにしても下がるにしても、激変緩和のための負担調整措置が設けられていると。しかし、設けているんだけど、その結果、地価が下がり続けても税の負担がふえるという、そういう矛盾もあるよと。これは矛盾があるよということですね、そういう意味では。上がる激変緩和と、下がる、そういうときに、下がったらすぐ下がるというわけではない。激変緩和をするということになるけれども、それが整合性がないままに、増税のままになってしまうということだと思うんですけども、どうですか。

○議長（小座野定信君）

市民部長 根本光男君。

○市民部長（根本光男君）

今のご質問がありましたように、税制上矛盾が生じているというような現象が起きているのは事実でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

住宅用地では、固定資産税、据え置き特例が14年、2年で廃止されますよね。そのときに地価の下落の小さいところでは増税になるという現象が今起きているということなんですよね。そういう点では、こういう税制の中身についても、特に固定資産税は皆さん本当に、土地を持っている方、住宅用地を持っている方、これについては、小さい住宅用地が上がるということについては、なかなか納得がいかない。下がっているのに何で下がらないのかという、そういう疑問がやはり市民にあると思ひますので、そういう点では丁寧に説明をできるようにしたほうがいいのではないかなというふうに思ひますが、市長、どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

なかなか複雑な税制内容でありまして、私も自分で提案者でありながら理解が足りないわけですが、そういう矛盾点が出てくるということについては、やむを得ないのかなというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

やむを得ないということで、あと、これ以上話してもしょうがないので、なぜ公示価格が下がっても固定資産税が下がらないのかという、そういう疑問にやはりきちっと答えられるようにしておいたほうがいいんじゃないかなと。日本共産党はいろいろな提案をしておりますが、これは討論の中で述べたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

その他質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第2号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第2号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 2 承認第3号

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第3号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第3号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 承認第 4 号

○議長（小座野定信君）

日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。質問席でお願いします。

○8番（佐藤文雄君）

今回の専決処分なんですけれども、歳入がまちづくり交付金、そして歳出が農集と下水道の事業に繰り越すという中身なんです。そして、専決処分が24年5月10日というふうになっております。専決処分というのは、議会を開催するいとまがないときということが1つ条件にありまして、今回のこの専決処分も、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないとしております。しかし、全員協議会が5月14日開催されたんですよね。開催については1週間前招集をすれば事足りることなので、議会を招集するいとまがないというものにはならないと思うんですよ。やはりこういうものであっても、専決処分を先行するのではなくて、きちっと議会を開催するというふうにしたほうがいいと思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについての、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないの、緊急事態とは何かについてお答えいたします。

下水道事業特別会計による特定環境公共下水道事業につきましては、東日本大震災の影響から、

加茂・崎浜地内による管路においてたるみが生じ、今後の汚水排水等に影響を及ぼすことで定期的な管路状態の確認、管路内の清掃等を要することから、費用等の軽減を図ることも含め、緊急による災害復旧工事として実施が必要なことから、専決処分といたしました。

また、農業集落排水事業におきましても、東野寺地内におきましては公共下水道事業同様の趣旨であります費用等の軽減、深谷地内におきましては危険解消のため、専決処分といたしました。

なお、いずれの工事につきましても、管路状態の確認作業並びに復旧工事における予算等の掌握に時間を要してしまったと、財政課のヒアリングで担当課のほうから聞き取りを行っております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それまで待てない緊急事態とは何かというふうに私、質問しましたよね。今の答弁で、議会を招集するいとまがないという理由になるんですか。その理由は、そういう理由になるんですか、それが。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

財政課のヒアリングにおきまして、先ほど説明したとおりたるみ等が生じ、水は流れるんですけども、汚物等が流れないと。それによる維持管理費がかかってしまうということで、早急に直さないといけないというような感じを抱きまして、市長と協議のほうをいたしまして専決処分といたしました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしたら、この事態がいつ発生して、それが発見されたわけでしょう。そして、それを処理する、今、たるみが生じたとか、いろいろ言っていますよ。ただ、時系列にどうなったのか。それで、やはり議会を招集するいとまがなかったと。そういうスケジュール表をきちっと出す必要があるんじゃないんですか、そうしたら。いつわかって、そういう管のたるみとか、いろいろありますね。それが明らかになったのがいつで、それを緊急に直さなきゃいけないというのはいつ判断して、その結果、工事に取りかかるのかどうかわかりませんが、そういう発注についてはどういうふうにしなきゃいけないのか、そういう時系列できちっとスケジュールを出すと、議会を招集するいとまがないという結果がおのずとわかるんじゃないんですか。そういうものも出さないうで今の説明だけでは、明らかじゃないですよ。時系列に出さなきゃいけないんじゃないんですか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

今回の工事につきましては、第2回の定例会初日のときにも説明がありましたと思うんですけども、実は3月29日の産業建設委員会においても、工事遅延等が生じたこと、ご指摘がございまして、工事発注時期のおくれと設計、積算による委託業者並びに担当課による現状把握等がおくれた要因であるというようなご指摘を受けた経過もございます。そのような中で、23年度におきまして工事の設計変更を行いまして、工事を完了させた経過もございます。そういった中で、まだ終わっていない部分がありまして、それを早急に直さなくてはならないという意識は非常に強かったです。ですから、専決処分といたしました。よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

説明はいいんですよ。だから、そういう時系列に、こういうふうな形でいとまがなかったよということも明らかにしたほうがいいんじゃないですかということについての答弁になっていませんよ。

[市長公室長「休憩いいですか」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時40分

再 開 午前10時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

加茂地区につきましては、東日本大震災以降、調査をいたしまして、新たに被害が生じたのがわかった箇所でございます。それから、東野寺、深谷地区につきましては、23年度から事業を行っております、3月に設計変更を行って完了を実施し、24年度専決処分で新たに工事に入ったものでございます。

日付の系列等につきましては、下水道課のほうで調べておりますけれども、大変申しわけありませんが、今のところわかりませんので、今後は専決処分するに当たり、担当課並びに市長とよく協議をし、今回のことを肝に銘じて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうふうに専決処分するのであれば、安直という言葉が正しいかわかりませんが、やはりきちっと議員が納得できるような資料を添付して、そして専決処分をするというふうにお

願いたい。それを確認したいと思います。それで終わります。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

[佐藤議員「いいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

答弁はいいですか。

[佐藤議員「いいです」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

その前に、ちょっと確認したいなど。

[「質問席でやってよ」と呼ぶ者あり]

○14番（栗山千勝君）

答弁の間違いだから言っているんだ。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、恐縮ですが、質問席のほうにご移動の上、質疑をお願いします。

○14番（栗山千勝君）

今、市長公室長は24年度に東野寺のほうを専決処分したと言うけれども、それは間違いありませんか。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

はい、間違いありません。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

23年度に、4月に専決処分して仕事が終わらなかった。繰越明許したわけではないですよ。一応不用額にして予算化しているわけでしょうから。それも議会が、3月定例会が終わってから第1回の臨時会で発覚しているわけですよ。確かに、間違いはないんですよ。確認だけして終わります。

○議長（小座野定信君）

市長公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

承認第6号のほうで農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の中で、東野寺地区について専決処分してございます。よろしくをお願いします。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

専決処分ね、今、佐藤議員のほうから専決処分についていろいろありましたけれども、災害復旧の専決処分ですよ。1年間何もやらなかった。その間に、ことし4月に切りかえたわけですが、その間、職員は何をしていたのか。やっていることが情けないですよ。災害復旧ですよ。工事発注はしたけれども、完成に及ばなかった、いろいろ問題があつて。業者の責任じゃないんですよ。役所側の責任なんですよ。市長、どうお考えになりますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いろいろやむを得ない事情もあつたのかと思いますが、詳細については担当課から答えさせたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私は担当課からは詳細にもう聞いているんですよ。全部わかっているの。私どもの委員会で指摘したわけですから。これが発覚する前に、議会側に何の報告もない。問題は、市長の指導力なんですよ。それをどう思いますかということを知っているの。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今後はこういうことのないように指導してまいりたいと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

一応市長もそういうふうには言っているの、間違いなくそういうふうにして実行していただきたいと思います。

以上。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質問を終わります。

そのほか、質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第4号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第4号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 承認第5号

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

承認第4号と関連すると思えます。下水道事業特別会計の補正予算（第1号）になります。

今、るる答弁がありましたが、改めて専決処分の中身、災害復旧による補修の箇所、それからその具体的な経過について改めてお伺いをいたします。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

佐藤議員さんの承認第5号につきまして、災害復旧による補修箇所と具体的な経緯を問うとのご質問につきましてお答えをいたします。

補修箇所でございますが、特定環境公共下水道事業による加茂、崎浜地内でございますが、復旧工事の概要でございますが、高質塩化ビニール管V U 200ミリ、延長46メートルの撤去及び管種を変更しましてP R P 200ミリの延長46メートルの布設がえ工事でございます。

具体的な経緯とのことでございますが、今回補正でお願いいたしました工事箇所の下流部におきましては、23年度災害復旧とし汚水管の布設がえ工事として、延長13メートルを実施しております。また、今回の工事予定箇所につきましては、汚水管のたるみについて、テレビカメラによる管路内調査を昨年6月に実施しておりましたが、下流部と比べ管路内の汚水等の滞水はほとんどなく、汚水管のたるみも見られなかったことから、影響がないと判断し、23年度工事箇所より除外した経緯がございます。

なお、下流部の管渠布設がえ後において、被災箇所の管路を開放するに当たりまして、汚水等を放流したところ、今回の工事箇所となるマンホール内に滞水が確認され、再度テレビカメラによる管路内調査、2月24日でございますが、実施した結果、前回と比べ、管路内の汚水等の滞水部分も大きく、汚水管のたるみも確認され、今後の汚水等排水等に影響を及ぼすことで定期的な

管路状態の確認、管路内の清掃等も要することから、費用等の軽減を図ることを含め、対応したものでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

昨年、特環公共下水道の、崎浜地区ですか、ここで昨年の6月にたるみ等を、テレビカメラか何かですか、そういうので点検をしたけれども、影響がないと思ったと。ところが、2月24日にこれが発見されたということですが、2月24日に発見されたというのは、何らかの問題が生じたので発見されたんでしょうか。どのような事態が起きたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

先ほど申し上げましたとおり、23年度の管渠工事が終了しましたので、今までとめていた汚水を流しました。そうしましたら、マンホールに滞水したということで、再度カメラによる調査を行った次第でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、問題ないと思ったけれども、一たん工事が終わった。それで放流をしてしまったら、そこにマンホールから、飛び出たかどうかわかりませんが、どういう事態になったんでしょうか。ちょっとそこら辺がよくわからないので。放流をしたらどういう事態になったんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

担当課長から、詳細につきまして説明をいたします。

○議長（小座野定信君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員の質問にお答えしたいと思います。

ただいま部長から話がありましたように23年度の工事におきまして、昨年の6月にテレビカメラ等によるたるみが確認された箇所への復旧工事を行いまして、その管渠布設がえを終了しまして、上流部は一時、工事中は汚水をとめて施工していたわけですが、新しく管を入れかえたことによりまして上流部のほうの汚水を開放しましたところ、上流部のマンホール、また管路内に汚水が滞留していたと。新たに確認されたというようなことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

上流のほうのマンホールにその汚水が滞留していたということを発見したということですか。その発見したのが2月24日なんですか。

○議長（小座野定信君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

2月24日にテレビカメラを管路内へ入れまして調査をいたしました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

つまり、工事が終わって汚水を流したら、上流のほうのマンホールにその汚水が滞留していたというのはいつだったんですか、そうすると。

○議長（小座野定信君）

下水道課長 金田克彦君。

○下水道課長（金田克彦君）

すみません。正しくその日付まで手元にございせんが、調査をやる2日程度前に開放しまして、通常であれば新しく管路を布設がえしましたので、滞留していたものはストレートに下流側のほうへ流れていくことが通常であります。上流部のマンホール内において流れが悪いのと、また汚泥等がそこに沈んでいたというようなことから、テレビカメラのほうの調査をしようとして行って確認されたものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2月24日にテレビカメラでそういう事態がわかったということですよ。3月の議会もありますよね。3月末にも臨時議会を開いていますよね。専決処分なんかしないで、このときに、900万ですか、900万ですよ。違いましたっけ。900万ですよ。これは提出するいとまがあったんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

農集排の工事予算につきましては、……

[佐藤議員「農集排じゃない」と呼ぶ]

○土木部長（山本恵美君）

すみません。補正等も考えられたことも当然あると思います。補正予算で対応することも考えられたと思います。実際はこういう結果になってしまいましたので、大変申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことなので、やはり時系列に調べると、いろいろな矛盾が出てくるんですよ。何で専決処分なのかと。調べれば調べるほど、こういう問題が出ちゃうと、やはり信頼を疑われちゃうんですよ。これは900万といえども補正を組むか、臨時議会を開いているわけですから、来年度予算の中にきちっと、今言った補正で提案をします。だって、設計業務委託までやるんだもの。すぐ工事に入るわけじゃないでしょう。設計業務の委託までやるんですよ。これ、発注するでしょう。設計業務を発注して、それから今度工事が積算されたものが、成果品が上がって管渠布設工事になる、その発注につながるわけでしょう。専決処分に該当しませんよ。どう思いますか、市長。どうですか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

時系列がだんだん明らかになってくれば、そういう指摘も受けるのはやむを得ないとは思いますが、今後についてはきちんとした対応をするように指示をしたいと思っておりますので、ご了解をお願いいたします。

[佐藤議員「終わります」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほか質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第5号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第5号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 5 承認第 6 号

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

承認第6号の専決処分は、今の4号と関連して、今度は農業集落排水事業の特別会計の補正予算（第1号）の専決処分ということになります。今、るる説明ありました。千代田東部地区の東野寺地区におけるものと、それから深谷地区がどうのこうのとかという中身だったんですね。

端的に、この復旧工事箇所と、工事ごとの発注工事名。東野寺は既に工事を行っているということなので、工期と、それから請負業者、その経過の具体的な説明についてお答え願います。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

承認第6号による復旧工事箇所と工事ごとの発注工事名と工期及び請負業者について、具体的な説明とのご質問につきましてお答えをいたします。

今回の補正予算につきましては、23年度災害復旧工事により施工いたしました同箇所による工事施工箇所を予定するものでございます。先ほどもお話がありました栗山議員さんよりご質問もありました。また、初日の委員長報告にもございました3月29日の産業建設委員会において工事遅延等が生じたことに対しまして、ご指摘等がございました。工事発注時期のおくれと設計積算による委託業者並びに担当課による現状把握等が要因であること、このことにつきまして、委員会において説明を行ったものでございまして、ご理解をいただきまして、23年度出来形精査による設計変更により完了とした箇所でもございます。

23年度農業集落排水事業による災害復旧として実施いたしました工事箇所等につきまして申し上げます。

東野寺地内につきましては、工事名称が平成23年度農集排千代田東部地区災害復旧管渠布設がえ工事単独第1号でございます。平成24年2月15日から3月30日までの工期、請負業者につきましては、有限会社小山組でございます。当初請負額が523万9500円であり、154万3500円の減額により変更請負額が369万6000円となります。

当初設計による工事概要でございますが、既設管渠である高質塩化ビニール管V U 200ミリの延長70.5メートルの撤去及び新設としてP R P 200ミリの延長70.5メートルの布設、舗装復旧240平米とするものでございました。同箇所には下水道課台帳から圧送管V P 150ミリも布設済みであることを把握するとともに、既設管渠の布設がえ工事施工には影響がないと判断の上、設計、積算を行い、工事発注を行ったわけでございますが、しかし、工事発注後において、管渠布設がえのため舗装面を破砕し、開削の段階で圧送管が汚水管の布設がえに影響し、圧送管の布設がえも生じる結果となり、予算上も3月定例会において農集排にかかわる工事請負費による減額措置を行ったことから、圧送管布設がえによる予算措置もとれないこととなり、掘削等を行ったことから、幾分とも手戻り工事を最小限に抑えることとするため、仮設圧送管としてV P 150ミリの延長65メートル及び仮設配水管V P 50ミリ、延長74.9メートルを布設し、管渠布設がえ及び舗装復旧工事費用となる減額分など、出来高精査において設計変更により対処したものでございます。

次に、深谷・白井沢地内でございますが、工事名称が平成23年度農集排深谷地区災害復旧管渠

布設がえ工事単独第1号でございます。平成24年2月15日から3月30日までの工期、請負業者につきましては、大久保建設株式会社でございます。当初請負額が512万4000円、116万5500円の減額により、変更請負額が395万8500円となります。

当初設計による工事概要でございますが、既設管渠V U 200ミリの延長46.5メートルの撤去及び新設としてP R P 200ミリの延長46.5メートルの布設、仮設配水管V P 50ミリ、延長49.3メートル及び舗装復旧160平米とするものでございました。工事発注において、土どめ材及び建設機材の搬入等に時間を要し、布設がえ箇所による舗装施工においては、復旧路盤の転圧不足が見込まれ、自然電圧を考慮すること、復旧路盤による完了とすることで舗装に要する費用分を減額し、出来形精査において設計変更により対処したものでございます。

いずれの工事におきましても、工事発注時期のおくれにより工事着手におくれが生じたことが要因でございます。また、東野寺地内においては、設計、積算による現場状況等の確認等による配慮不足があったことも事実であり、今後は早期による工事発注に心がけるとともに、このような手戻り工事等が生じないよう対処してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

かなり長い説明なので、これは書きとめられませんよね。必要であれば、私は12日ですか、の朝一番にもう質問を出しているんですよ。ですから、長々と説明するのはいいんです。効率よい議会の運営と言うのであれば、そういう資料を前もって提出をしていただければ、そのポイントだけで十分なんです。そうすると、私のほうも一々書きとめなくてもいいんですよ。そういうふうなことを今後考慮していただきたい。簡単に言うと、工事発注のおくれでしょう。それから、設計に問題があったわけでしょう。これは問題なんですよ、逆に。業者のほうに問題があったんじゃないくて、発注側に責任があったと。

今、この舗装工事なり東野寺の工事なりは、同じ業者が継続して今契約をして工事をやっているのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

東野寺につきましては、深谷地内も同じですけども、12日に入札を行っております。その中で、東野寺につきましては、やはり同じ業者が請け負った経過でございます。

また、深谷地区につきましては、23年度とは別途違う業者が応札をしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

どこですか、別な業者というのは。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

深谷地内につきましては、長峰工業さんでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは指名競争入札ですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

東野寺につきましては、一般競争入札でございます。深谷地内につきましては、指名競争入札でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

東野寺のほうは金額が500万以上を超えると。今の深谷地区の舗装の復旧工事は500万未満だということで指名にしたと。指名した結果、大久保建設ではなくて長峰工業になったということですか。

○議長（小座野定信君）

土木部長 山本恵美君。

○土木部長（山本恵美君）

そのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、承認第6号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている承認第6号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 議案第40号

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について。

市長は人件費削減が選挙公約だということで、これに準じて教育長も10%カットというような説明だったと思います。それと、もう一つ気になったのは、職員給与の削減も予定していることからということも言ったような気がしたんですけども、それを後で確認したいと思います。

平成24年7月1日から現市長の任期末までに10%をカットするということなんですけれども、次年度は1年間ですね。その次は4月から数えると7月22日が任期ですから、4カ月に満たないかもしれませんが、それぞれ額と総額ですね。実際に支給する金額は幾らなのか。まず、これ、答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

議案第40号 教育委員会教育長の給与月額の特例に関する条例の制定について。

①の問いと②の……

[佐藤議員「②はいいよ。①だけでいい」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

失礼いたしました。①の平成24年7月1日から現市長の任期の末日までだが、次年度は1年間、その次の年度は4カ月間とする、それぞれの支給額と総額はという質問にお答えをいたします。

①の教育長の給与月額について、給料と手当の合計額でお答えをいたします。

平成24年7月1日から来年3月末日までの支給額につきましては692万1760円、25年度の1年間につきましては919万3114円、26年4月から市長の任期の末日となる7月22日までの支給額につきましては422万2574円でございます。総額につきましては、2033万7448円となります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

総額が約2033万というふうに答えたと思いますが、そうしますと当初削減しなかった場合と比べると、どのくらいの金額が差があるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

数字だけを簡潔にお答えください。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

影響額につきましては、1719万82円でございます。

○議長（小座野定信君）

影響額ですよ、総務部長。

○総務部長（小貫成一君）

失礼いたしました。

[佐藤議員「削減しなかったら、どのくらいになるんですか」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

失礼いたしました。171万9082円でございます。大変失礼をいたしました。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、10%削減しなかったら幾らなんですかと言ったんですよ。今後、24年7月1日から市長の任期の末日まで10%カットしなかったら幾らなのかと聞いたんですよ。そうすると、影響額が出てくるわけでしょう。そうすると、影響額は幾らですというふうに言っていただければいいんですよ。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

減額をしない場合の総額でございますが、2205万6530円でございます。減額した場合が2033万7448円、影響額が171万9082円でございます。

[「数字が合わない」「電卓」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

2205万円でしょう、現行のままの。減額した場合に2033万というふうになると、差し引き171万円になるんですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長、質問の趣旨をよく理解して明快な答弁を求めます。

小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

単純に、影響額がない金額から影響した額を引けば171万9082円になります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

171万という大変な減額、これは大変ですよ。教育長は、これは受忍するという発言もしております。

あわせて、退職金については適用しないという理由は何でしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

退職手当には適用しない理由でございますが、今回の特例措置につきましては、期間を定めた一時的な減額措置であり、勤続報奨的な性格等を有する退職手当に適用することはふさわしくないと考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは、市長のほうの説明のときに、選挙公約だということと同時に、職員の給与の削減も予定していることからというふうに言いましたね。これを確認したいんですけども。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、市職員の給与の削減を予定する、それに連動するというふうにとれると思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

同時にやれば、それは連動と言えらると思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

議案第40号について質問をいたします。

この件については何遍も出ておりますけれども、茨城県は水戸黄門の発祥の地でありますから、副市長については県のほうから水戸黄門がおりましたようであります。提案を撤回しましたけれども、教育長のほうについては黄門から印ろうが渡されないみたいであります。このまま出てきたわけでありまして、かすみがうら市の旧千代田地区、これは教育優先を旗印に今日までずっと進んで合併をしたわけでありまして、教育長の給与は、これは菅澤庄治1人のものではなくて、教育長としての問題で、教育委員会の問題であります。

教育優先は百年の計の中で教育が行われてきておるわけであります。特に、日本のゆとりの教育の問題で、今そのひずみが出てまいりました。そして、見直さなくてはならないということで、土曜の時間も48%が行われているというような状態になっているわけであります。しかも、我が市の教職員の人数は102名おります。そして、外人の招致青年という人たち、それから指導員、給食婦、それらもろもろの働いている人たちが三十数名おります。全体的には335名からの教育に携わる者のトップに立っているのが教育長であります。これらが給料10%自分はいいいと思っております。これは単なる菅澤庄治1人のものではないのでありますから、よく考えをいただきたいと思っております。

特に、今回の問題では、昨年の震災以来、耐震の問題、さらには目に見えない敵であります放射能の問題については、大変な問題があります。一般質問でも何人かの議員、私も質問いたしましたけれども、放射能に汚染された汚泥は、何と庭の片隅に穴を掘って裸で捨てるというような、とんでもないことをしておるわけであります。子供を持つ親は大変心配しております。除染の問題、これらのことについても真剣にかかっているかなければなりません。給食の問題についても、測定器を即座に買って、それらを毎日の食材に放射線の測定をしていくと。安心・安全であることを図っていかなくてはならない。そして、今、登校の問題にもあります。集団登校には車が飛び込んだりして、何件かあります。こういう問題もあります。

○議長（小座野定信君）

山内議員、申し上げます。今回は質疑内容が……

○15番（山内庄兵衛君）

質疑内容は、これから入っていくんです。

○議長（小座野定信君）

はい。よろしく申し上げます。

○15番（山内庄兵衛君）

はい。そういういろいろなもろもろの教育で大変な問題がありますので、教育長個人の問題ではなくて、これらについては、私は真剣になって取り組んでいかなければならない。そして、三十数人の市から出している職員も、今、市長の答弁が佐藤議員に対してもありましたように、職員の給与の削減もあるということになれば、動揺してまいります。何としても教育界のことは教育長がばんと胸を張って、おれに任せろ、給与は私がちゃんとするから、これは市長に断ると、そのくらいの気持ちが欲しいと思うのであります。

○議長（小座野定信君）

山内議員、質疑であります。

○15番（山内庄兵衛君）

そして、もう一点、問題は、県から教育長に対する、これは取り下げなさいというような通達は来ていないのか、これを1つ聞きます。

そして、市長は、やはり教育の問題だけは大変なことでありますから、取り下げてほしいと思うんですが、お伺いをいたします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

県から、教育長につきましては、別に何のことも言っておりません。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、答弁では、県と、それから市長の考え方を伺いましたので、市長の考え方、直す気があるのか、ないのか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

やはり市の3役の1人の教育長でありますから、教育長就任をお願いしたときに私の給与削減も含めまして協力をお願いしたいということで教育長に就任をしていただいた経過がございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

教育長というのは、教育委員会の長でありますから、教育の最高責任者であります。ですけれども、副市長が削減を取りやめたらば、県からどんなことがあっても、やはり教育長もちゃんと取り下げてやる。本市の財政は、今も公債比率で13.3%であります。財政力については問題ありません。そういうことで、私は教育の根幹を、全国の教育の根幹を覆すような行為は、私は撤回していただきたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

山内議員、ここは質問の場であって、持論を述べる場ではありません。

[山内議員「答弁。市長、もう一回」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

財政力指数等から、かすみがうら市の財政は全然問題ないというなお話でございますが、今、かすみがうら市は一般会計150億で回しているわけですが、150億のうち、再三申し上げますように140億の収入はあるんだけど、残り10億が、国で言えば赤字国債の状態であります。いわゆる臨時財政対策債という形で借金しているわけです。これは、一般家庭で言えば、ご主人が50万給料をとっているところに毎月55万使っている、こういう状態でありますから、5万円は毎月毎月、いわゆる毎月の経費が足りない状態、そういう今、かすみがうら市の財政状況であります。

そういう中で、財政改革の一環として、すべての人件費の削減も聖域ではないよと。もちろん、事務事業、補助金の削減もやっております。しかし、市長、副市長、また教育長、議員さん、また職員に至るまで人件費の削減対象にするということでやっておりますので、今回、副市長につきましては、副市長就任に当たって、県との高官との約束に基づきましてクレームが入りましたので、一時取り下げはいたしました。副市長につきましては、就任以来、実質10%かどうかはわかりませんが、何回かに分けて市のほうにご寄附をいただいているという経緯もございます。実質、返納に当たるわけでありまして、私はそういった事情は県に報告してあったわけではないんですが、副市長、別に私が寄附してくれと言ったわけではありません。

しかし、副市長みずから、就任のときにももう既に、金額はちょっと、30万だったか何かその程度の金額をご寄附いただいております。そういったことを踏まえて、副市長は10%削減には就任のときの約束はありましたけれども、そういう意思是、今のかすみがうら市の財政状況も十分把握しての行為だというふうに私は理解しておりましたので、副市長と議員さんだけ削減対象から外すということは余り適切ではないと思ったわけでありまして、今回、副市長個人は了解してくれていたわけでありまして。しかし、県のほうからそういうクレームが入ったので、なお、県のほうにつきましては、今後にかすみがうら市の実情を話させていただきまして、了解がとれた時点で副市長及び議員さんの給与等についても今後検討対象にしたいと。とりあえず職員給与と教育長の給与について、今、ご提案をしているところをお認めいただきたいと、こういうふうを考えております。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前11時38分

再 開 午前11時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ただいまの私の答弁の中で、副市長について寄附金と申しましたが、ふるさと納税制度の活用で災害復旧に使ってほしいということで納税をいただいているということでございます。寄附ではなかったようでありまして。私は寄附として理解をしておりましたが、そういうことでもあります。金額等については、不公表ということになっておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。訂正をさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

市長からいろいろ財政の問題もありましたけれども、特別職が給料を減額するときには報酬審議会というのがあります。これらの意見は聴取したのか、これは総務部長からも答弁をいただければと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の特別職、教育長の減額の特例でございますが、恒久的ではございません。期間を定めてございます。よって、報酬審議会にはかけてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

期限が短くても何でも、審議会にかけると思っています。市長はどう思いますか、この点。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、訂正の訂正をさせていただきます。

寄附については、寄附とかふるさと納税、ふるさと何とかというのはなかなか複雑なようでありまして、ふるさと応援寄附という寄附の一種ではあるんですけども、納税とはまた違うみたいなんです。金額等については不公表ということで、さっき30万と言いましたが、30万ではないんです。もっとあります。だから、金額は具体的に言わなければいいんです。

今、報酬審議会の話であります。報酬審議会には、この問題は政策的なものでありますから、そぐわないと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

寄附金の問題とか、そういうのはきちんとやって、議会ですから、答弁は、数字は間違わないようにしていただきたいと思っております。

やはり報酬審議会にこれはかけなければならないと思っておりますので、以上で要望いたしまして、終わります。

○議長（小座野定信君）

山内庄兵衛議員の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後1時30分から再開いたします。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時49分

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての引き続きの質疑を行います。

ほかに質疑はございませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

初めに、この議案第40号に非常に大きく関連しております副市長の給料月額特例の提案取りやめについて、再度確認の意味で何点か伺います。

今月6月6日、全員協議会におきまして、突然、市長より、副市長の給料月額の特例に関する条例の提案の取りやめの報告を受けました。これは、我々にとって全くの突然の出来事であり、寝耳に水の話でありました。

市長のモットーは、情報発信です。そして、今回も副市長と教育長の給料改正を重要議案として提案すると発表しておりました。私は、この提案取りやめの理由について、初日の本会議で当然市長みずからが自発的に何らかの公式説明があるものと期待しておりました。しかし、残念ながらその説明はありませんでした。情報発信をモットーとしている市長ならば、公式の場において説明することが必要なのではないのでしょうか。そして、翌7日の新聞です。県の高官からの要請による。口頭の約束があった。これまでは本人了解のみで提案した。約束を半ば忘れてしまったなどが報道されております。

そこで、伺いますが、副市長の給料月額の特例に関する条例の提案を取りやめた理由について、改めてこの本会議において市民や我々にもわかりやすく説明をしていただきたいと思います、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

先般の議会前の全員協議会で今議会にお願いするということで、副市長の10%の給与削減は出

してあったわけでありまして、教育長と一緒に出してあったわけでありまして、ご案内のとおり、6月5日の夜、夕方なんです、県高官よりの意向として、約束があったのではないかという話が来まして、私もまるっきり忘れていたわけではないんですが、時の経過の中で、先ほどもお話ししましたように副市長みずから寄附をいただいているという認識もありましたし、副市長だけ、あるいは議員さんだけもあるんですが、事業から補助金から人件費から、聖域ない行財政改革を進めているわけでありまして、3役は当然その先頭に立たなければならないということで、副市長にも10%削減をお願いした経過がございます。

口約束があったのを忘れていたわけではないんですが、その経過の中で、副市長もそういう意思を十分持っているということで、副市長だけ取り残しちゃうということは、かえって本人につらい思いをさせるといえるので、そういうこともありましたものですから、県のほうに改めて連絡して、口約束があったんだけれども、こういうふうにするよという了解は、実はとっていなかったわけでありまして。副市長が県のほうに言ったかどうかは私はわかりませんが、いずれにしても、副市長には連絡をとらずに私の単独の判断で即、まだ事務方が残っておりましたから、5日の多分6時から6時半だったと思うんですが、事務方がまだ残っておりましたので、あしたの議案提出には副市長分は取り下げるから、取り下げるというか、提案を見送るから、そのようにするよという指示を即出しました。すぐ県の高官のほうには、こういうふうにしたよという報告をしまして、その後、副市長にもその旨を伝えようとしたんですが、電話に出なかったこと等もあって、結果的には翌日に副市長にその旨を伝えたと。

それが事の真相でありまして、おおむね新聞報道どおりと、そういうことでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、初日の本会議で本当は言うべきではないのかというのを含めて答弁していただきたかったんですけども、これはいいです。

今の市長の答弁を要約しますと、副市長の給料減額は県との約束があるにもかかわらず本人了解のみを理由として提案してしまったと、そういうことですね。県のほうから約束違反を指摘されて、提案しないことにしたということですね。ならば、これまでの提案は一体何だったのかということですか。3月の提案のときは約束を半ば忘れてしまった、そういう弁明がありましたけれども、このような弁明は公職選挙法違反の新聞回りを問われたときも、まことに申しわけないが、すっかり忘れてしまっていたと、同じような、似たような発言を繰り返しておりますね。この発言は、市の最高責任者として全く謙虚さに欠けるものであると言わざるを得ません。

そこで、伺いますけれども、約束を半ば忘れてしまったという弁明で市民は納得するとお考えでしょうか、市長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

半ば忘れてしまったというところがみそでありまして、すっかり忘れてしまったということではないのであります。半ば忘れてしまった。ということは、忘れたわけではないんです。そうい

うことはあったわけですから、全くはつきり意識していたということではないんですが、副市長の立場が悪いものになってしまうだろうと。副市長だけ取り残すと。教育長と副市長、ほぼ同じにやっているわけですから、そっちのほうが強かったために、忘れるほうにウエートが行ってしまったと、そういうことでありまして、全く忘れていたわけではないんです。

3月のときは、実はそういうクレームがなかったわけです。クレームが何でなかったかについては、私もわかりませんが、3月は臨時議会ということで、3月の議会で何で副市長と教育長は出さないんだという質問があったわけですね、一般質問の中で。職員給与の法案だけ何で出すのかと。教育長と副市長については何で出さないんだという質問がどなたかの中にあっただと思うんです。3月の臨時会のほうに今度3点セットで出したわけです。そのときは、忘れていたわけではないんですが、正式な協定ではないですから、正式な協定というのは破っていません。県とかすみがうら市の正式な協定があります。派遣協定があります。その協定に違反しているわけではないんです。単なる口約束で、出さないよと、そういうことを言ったんですが、副市長の気持ちがそれでは済まないという気持ちが私は酌み取れたものですから、寄附行為等を通じてね。ですから、副市長もこの際出したいんだけど、どうかという……

[「副市長、メモはいいよ。そんなの出さなくても」「発言が間違っている」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

発言が間違っている、3月定例会は、いや……

[「最初、議案で出したんでしょう」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

3月定例会は何でしたっけ。ちょっと……

[「臨時会を出していない」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

臨時会を出していない……

○議長（小座野定信君）

市長、答弁ですので、根拠に基づいた答弁をお願いいたします。

○市長（宮嶋光昭君）

では、記憶違いですかね。ちょっと確認しますので。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時40分

再 開 午後 1時46分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、すみません。経過を申しますと、2月27日に第1回定例会で約8%の、いわゆるかすみ
がうら市独自の職員給与改定案というのを2月27日に出していったわけです、議会の初日に。そ
それで、その2日後、2月29日に国で国家公務員と大臣も含めて給与削減法案が国会を通ったわけ
です、29日に。それを受けて、副大臣も多分給与削減が通ったと思うので、それにあわせて副市
長と教育長の給与削減を追加で3月7日に出しているんです。3月7日に追加で出していると。
その前に、今、栗山議員がおっしゃった一般質問があったので、そのときに副市長、教育長につ
いては、何で出さないんだという発言があったと。その間にあったんですね、だから。29日と。

いずれにしても、27日から3月7日までの間に栗山議員の質問があったわけです。そういう一
般質問も受けているし、国会も法案が通ったということで、職員給与については、3月8日に1
日ずれて出していますね、これ。3月8日に国家公務員の給与改定に合わせる料率で差しかえた
わけです、3月8日に。議案を差しかえたわけです。3月27日の提案の議案を差しかえたとい
うことですね。

今度、第1回の臨時会、3月29日に開かれた第1回の臨時会には、その差しかえた職員給与削
減、いわゆる国家公務員と同じ削減率の給与改定案として職員給与だけを単独で出したとい
うことです。そういう経過でございます。

[「3月1日」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

一般質問、はい。栗山議員の一般質問は3月1日ということであります。

[小松崎議員「部外者は声をかけないでください」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

田谷議員、質疑は小松崎議員の時間ですので、お控えください。

[田谷議員「わかりました」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、すっかり忘れていたわけではないというお話で、また副市長が県のほうに働きかけたか
どうかは定かでないとおっしゃいましたけれども、きょうは副市長のことを論ずるわけではなく
て教育長のことなので、きょうは割愛させていただきます。

次に、具体的に伺いますけれども、平成24年、ことしですね、3月9日、総務委員会を開きま
した。その総務委員会において、山口前総務部長はこのような答弁をしております。市長は、茨
城県から石川副市長を迎えるに当たり、副市長の給与は減額しないという考えであったと発言し
ています。つまり、3月において認識されていたという証言が同日の総務委員会の会議録に記載
されております。真実は、県との約束は覚えていたにもかかわらず、それを無視して一方的に提
案してきたというのが事実ではないでしょうか。それを記者会見で、約束を半ば忘れてしまっ
たとごまかしたのではないのでしょうか。市長の答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そこら辺が半ばということでありまして、いわゆる重きを置いていなかったわけです。そういう約束があったことについては、本人が全然その認識がないわけですから、余り考える必要がないという、県との約束について全く本人が意識がないというふうに私は理解していますから、全然重きを置いていなかったわけです。そういう意味で、半ば忘れていたという表現をしたわけですが、それが適切であったかどうかについては、不適切であれば、忘れていたということは取り消したいと思いますが、いわゆる重きを置いていないという意味です。

重きを置いてあったのは、むしろ副市長だけをこの際、職員給与であるとか、かすみがうら市全体の人件費削減の中で副市長だけ取り残すということは非常に立場をいづらくする立場、そっちの懸念のほうが強くなっていたということでもあります。今回はそういうクレームが入ったことによって県の理解を得る必要があるということでもありますから、取り下げたというか、最初から上程したわけではないんですが、提案を差し控えておりますが、今後、県のほうにこういう私の意向、かすみがうら市の今の状況を詳しく説明しまして、副市長並びに議員さんの報酬等についても再度よく検討を加えた上で上程をしてみたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長は支援団体とかを通して、副市長や教育長の給料減額は最重要法案だと言っておきながら、いかにもあいまいな答弁だったと思います。私たちは、副市長や教育長の給料のあり方については、真剣に審議し、客観的な視点から第三者委員会の意見を拝聴すべきと何回となく指摘しております。つまり、条例で定められている特別職報酬等審議会できざまな角度から審議すれば、その審議過程において茨城県との経緯も確認することもできたでしょうし、このような議案取りやめには至らなかったのではないのでしょうか。だからこそ、特別職報酬等審議会があるのではないのでしょうか。つまり、これらの審査を怠っていたため発生した事案ではないかと思いますが、この点についてどう思っているか、市長に伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

市の特別職報酬等審議会は制度としてあるわけでありましたが、今、空席になっております。この事案が特別職の報酬審議会にかけべき案件であるかどうかについては、私はこれは特別職報酬等審議会にかけ筋のものではないと。極めて市長の政策的な条例案ですから、報酬審議会の――報酬審議会というのは近隣の市町村がどうであるとか、そういうことをウエートに審議する場であります。私はそういうふうに認識しておりまして、10%削減については全くその議論にはそぐわないというふうに考えておりますので、今後とも特別職報酬等審議会に付するつもりはありません。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今、特別職報酬等審議会、空席だとおっしゃいましたけれども、これは8人も今まで委員さんがいたわけですよ。今、空席だから審議会にかけられなかったんじゃないですかね。これはいいです。後でまたやりますから。

市長の今の答弁で傍聴者の方も、テレビ中継を見ている方にも、果たして納得が得られたでしょうか。恐らくノーだと思います。市長、市の最高責任者として市民から信頼を得られるような答弁をするよう改めるべきではないでしょうか。ここで伺いますが、副市長は本人の意思に基づき提案したということであるならば、教育長もみずからの意思に基づき提案したということになりますよね。ならば、副市長と教育長の給料の扱いは同じにしなければなりません。なぜ教育長の議案を取り下げ、改めて審議会等に諮問しようとししないのでしょうか。市長、答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返しになりますが、両特別職の10%削減というのは、繰り返しますように私の政策的な発議、政策的なリーダーシップのもとに提案をしている条例案でございます。そういったことから、特別職は今、全員が辞任したという中で再任はしておりませんが、全然そこへ付するつもりはありません。

副市長を取り下げるのであれば教育長も取り下げないとまずいのではないかというご質問ですが、副市長については、あくまでも県の高官との口約束と、そういう経緯があります。教育長については、もう就任当初からその話を最初から、就任に当たって話をしておりますし、教育長については、全然そのことについて問題にはしておりませんので、ご本人もそのことを全然問題にしておりませんので、提案としてはちぐはぐになっておりますが、そういう経緯がございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

今の市長の言い方ですと、教育長には県との約束がなかったから、だから下げてもいいんだという理屈でしか聞こえません。それでは、余りにも個人的な見解のみで判断しているのではないかと思います。

それでは、違う側面から伺います。

副市長には副市長の職務があり、教育長は教育長の職務があり、それ相応の給料が設定されているわけです。だからこそ、報酬審議会という客観的な視点での検討が必要なのではないのでしょうか。その理由は、公正を担保するためです。公正を担保するためです。つまり、副市長は上部機関の人だから特別待遇し、教育長は市長みずからが選任したのだから引き下げていい、これでは余りにも乱暴な提案であり、著しく公正さに欠けるものではないのでしょうか。このような状況で我々議員に可決せよというのは、これを見ている市民はどう受けとめるでしょう。私は、今回はこの議案を取り下げるべきであるし、本来の筋であると考えます。この点について市長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

この議案を取り下げのつもりは全くありませんで、私のリーダーシップのもとに出している議案でありまして、市民の皆様のご理解は得られるものと。今の行財政改革の一環としての市の姿勢でありますから、理解は得られるものだと、そういうふうに私は思っておりますが、議員さんのご理解もあわせてお願いをいたしたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長、議案は取り下げない、でも可否は決定してくれとおっしゃっているわけですよね。つまり、自己の責任を議会に丸投げしているとしか受け取れません。

我々としても、副市長は提案しなかったから横に置き、教育長だけ引き下げることに理解してくれと言われても、まず議会の信義の面からしても甚だ疑問が生ずるわけでありまして。仮に、ここで賛成するとしたら、何を理由として賛成すればよいのでしょうか。本当に本人の同意のみでいいのでしょうか。市長の給料は政治的な判断に基づき、我々は賛成をいたしました。しかし、教育長は市長が選任した人であるからこそ、より客観性を担保するためにも報酬審議会の審査を経る必要があるのではないのでしょうか。

財政改革は血が通ってこそ、人の痛みがわかってこそできる改革であり、半ば忘れていたなどと釈明する人に人の痛みがわかるとは到底思えません。だからこそ、市の最高責任者として襟を正し、ここは原点に立ち返り、見直すべき点は見直したほうが、より賢明であると思うのであります。

最後に、改めて本議案を取り下げることをご提言申し上げて質疑を終わらせていただきます。答弁は結構でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

議案第40号に対しまして質問をさせていただきます。

教育長は、一般職の地方公務員であります。選挙により選出されたものではありません。このため、やはり教育長の給料のあり方を客観的な視点から意見を申し述べるため、市特別職報酬等審議会があります。そして、この審議会条例の第2条で、諮問すべき対象者として市長、副市長及び教育長が列記されております。

私は、3月定例会においても特別職報酬等審議会での検討が必要であるとの考えから質問いたしました。そこで、今までの質疑の中で、審議会にはかけていないという話ではありますが、今回の教育長給与削減について、報酬等審議会で審査すべきだというような庁内での意見、発言等は無かったのか、総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

お答えをいたします。

そのようなお話はなかったです。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

だれも、どの職員からもそういう発言がなかったということからしますと、特別職報酬等審議会条例は何のために存在するのか。市長の独断で条例を無視してよいものか。条例の重みというものはどこにあるのか。そういったところに関してどのようにお考えなのか、総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

審議会の中で、先ほど小松崎議員がお話ししたとおりでございますが、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期する、それが特別職報酬等審議会でございます。ですから、本来であれば、条例の第2条にございます特別職については、公正を期するためにも報酬等審議会にはかけることではございますが、市長の政策的なことだということで、かけなかったというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

政策であることであればかけなくてもよいということになりますと、減額幅が幾らであってもかけないということになりますよね、政策だからという言い方をすれば。そうしますと、教育長の給与がその給与で果たしていいものかどうかということは、市長の政策が正しいというバックアップにもなるわけですよ、審議会での結論というのは。そういった意味でも、政策だからと独断で審議会にかけないという考え方は、条例に基づいて教育長の給与が決まっている、今後も変更する場合は条例に基づいて変わっていく、そういうことからすると、そういうふうに条例を無視した判断というのは、やはり疑問が残る。それを今回許してしまっているものかどうか。そういったことについては、総務部長、どうお考えですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほど小松崎議員のほうからちょっとお話がありました、教育長は教育委員会の事務の執行責任者であり、教育委員会の事務局の事務を統括し、すべての職員を指揮監督することが職務であり、政治的な立場の職務ではないと考えられます。ですから、議員さんが言われた削減幅が政治

的判断によって幾らでも、政治的判断によれば諮問しなくてもいいのではないかというようなことではないと自分は考えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

前回の3月定例会でも質問させていただきましたが、昭和39年5月28日、自治給第208号、各都道府県知事宛、自治事務次官通知には「地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定について第三者機関の意見を聞くことによりその一層の公正を期する必要があると認められるので」、「すみやかに措置されたく、命によって通知する」と記されております。さらには、各市は「都道府県の例にならい措置を講ずるよう」県から市に「指導されたい」との通知がなされております。これが特別職報酬等審議会の設置の根拠ではないでしょうか。審議会の趣旨、この点について総務部長に確認いたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

3月の総務常任委員会におきまして、川村議員より、今言われました根拠ですが、自分もそのときに同席しておりますので、十二分に理解はしております。ただ、一事務吏員としては、市長の政策的な判断で諮る必要がないというふうに指示があれば、それ以上のことは、政策的なことは職員は立ち入れないのでというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1 番 川村成二君。

○1 番（川村成二君）

次に、この通達では、知事を市長に置きかえて説明すると、市長は、議員報酬の「額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬の額について、審議会の意見を聞かなければならないものとする」と示されております。この趣旨は、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期すためであり、まして、これらの経緯を踏まずして今回も条例が提案されたわけであり、執行部はこの審議会の条例を遵守する責務があるのではないのでしょうか。先ほども伺いましたが、改めて伺います。この手続を踏まなくてもよいとした理由と根拠、さらには条例に対する規範性の有無について総務部長に伺います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の特別職、教育長でございますが、特例的な措置でございます。恒常的に削減をするわけではございません。今回、市長の政治的判断及び、市長のお考えの、恒常的ではない、特例の期間を設けているというような趣旨で審議会に諮らない、また審議会も先ほど市長が申し上げたとおり機能してございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

特例的なものということで、いわゆる政策だからというふうな理解でよろしいですかね。そうしますと、市長のやることはすべて政策ではないんですかね。すべて政策であるということは、市長のやる行為はすべて特例だというふうにもとられてしまいます。私は、では、そういうふうな理解をしたまま次の質問をさせていただきます。

平成24年3月9日、ことしの3月9日ですが、総務委員会におきまして、山口前総務部長が、現市長の政策でもあり、期限つきの特例でもあるため、いわゆる恒常的でないため、審議会には諮問しなかったという答弁をしました。それに対し私は、その期限さえ審議されていないということ指摘しまして、審議会の存在意義を問いましたが、具体的な回答はありませんでした。

そこで、改めて市長にお伺いしたいんですが、減額する要因と減額する額の範囲を検討するという点からも、市長の一存で提案することは、この条例の趣旨からしても適切ではないと考えます。増額ではなく減額だから、期限つきだからという理由のみで審議会に諮らないのは、住民に対し、他の評価を許さない謙虚さに欠けているものではありませんか。つまり、その額や範囲は諮問されるべきものではないでしょうか。この点について、市長の答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

条例的にはそういうことが言えると思いますが、いわゆる私の非常に政策的なリーダーシップのもとにやっているものでありまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

では、改めまして、どのような会議で、どのような方法で、だれが今回のこの議案内容を決定したのか、その会議は条例や要綱等で決められた会議で行われたのかどうか、総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の特別職、教育長10%削減につきましては、期限、減額率等については協議はしていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

最後に、民主主義で最も大事な点は、審議経過や協議経過などのプロセスを明確にすることで

はないでしょうか。このプロセスが情報開示されることによって、合意形成が導かれるのではないのでしょうか。つまり、これまでの答弁を伺うと、公正を期すためのプロセスは一切なく、市長の命令による提案で、本人の了解によることのみで提案したことが明らかであります。それを裏づけるように、副市長に対しては本人の同意があるにもかかわらず、市長の命令により提案を取り下げたということです。さらには、教育長の給料は教育長個人の判断で決められるものではなく、教育長の職責の対価としての報酬ではないのでしょうか。

これらの点を指摘させていただきまして、質疑を終えます。答弁は結構であります。

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君の質疑を終わります。

ほかに。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

小松崎議員、川村議員からすばらしい質問を伺ったわけでございます。この問題については、教育長、副市長の報酬については、市長は最重要法案というようなことを市民にうたっております。そういう中で、これは市長の政策的というようなことを言っているわけですね。行政改革などと言っているようですが、職員も議会も365日行政改革なんですよ。

そういう中で、私は一般質問を顧みて、この問題についてお伺いしますが、懲戒委員会が3月にありました。5月にもやりました。これを何とかしなくてはならない。5月の懲戒委員会で11人が何らかの処分をされたと。これは市長のリーダーシップが問われるわけですね。そういう意味からも、市長がリーダーシップを発揮できないのであれば、教育長、副市長に頑張ってもらわなくてはならない。そういう意味から見ても、報酬をカットするのは私は反対なんです。県の高官から連絡があったというような言い方をしているようですが、県の高官だろうが何だろうが、私はそんなことは関係ないんです。ただ、副市長とのやりとりの中では、私の報酬は下げないからと市長さんは言ってくれたというような話は聞いております。

そこで、私が一番ここで聞きたいのは、総務部長、この案件についての起案文書、起案文書の重みというのはどの辺まで考えているのか。この間の一般質問で答弁していますよね。再度お伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

決裁につきましては、事務処理に対する責任の所在を明確にするとともに、事務の合理的かつ能率的処理を図ることを目的としております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この2つの案件で、片方は議案を取り下げるというようなことで議会に説明がありましたけれども、すべてこれは副市長が決裁を押ししているんですよ。副市長が押ししているということは、こ

れは納得済みなんです。そんな簡単に決裁判を押すものでもないし、決裁の重みというのは全くわかってはいない。議会軽視も甚だしいですよ。これはリーダーシップの欠如の問題なんですよ。

今後そういうことのないように申し入れまして、質問を終わります。答弁は結構です。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

議案第40号についてご質問申し上げます。

それぞれ皆さん答弁あるいは質問しておりまして、重なる部分があると思いますけれども、私からも確認の意味で質問をさせていただきます。

3月の議会の議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、山口前総務部長から、国の臨時特例法の実施に伴い国務大臣等の特別職も給料の減額が実施されていることから、教育長の給与月額を現市長の任期中に限り10%減ずるという提案理由の説明があったが、今回は前回と異なる提案理由となっております。今回は、合理化の一環として職員の給与削減に伴い教育長の10%減を提案するということです。

そこで、お伺いしますが、教育長の給料の10%減の根拠について、今回どのような理由と根拠により、なぜ10%としたか、改めて総務部長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ただいまのご質問でございますが、10%の削減の根拠については、市長の政策的なことだということなので、自分はちょっと、大変申しわけございませんが、その10%削減の理由については理解はしてございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。ただいま市長の政策的な考えであるということでご理解します。

それから、提案理由から察すると、合理化の対象と職員と教育長であるということでもありますよね。もし10%の根拠が3月の提案理由ならば、副市長、教育長も同様の扱いではないでしょうか。この点をお伺いします。市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

副市長についても10%を今後目指したいとは思っておりますが、やはり口約束とはいえ、県からの派遣をいただいているわけでありますから、これは尊重するべきだと思ひまして、今回取り下げさせていただきましたが、今後再上程というか、出せるように努力はしていきたいと思

っております。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

そういうことで、市長においても一貫性のある提案をしていただきたいというふうに思います。

次に、教育長は教育委員会の事務の執行責任者であり、教育委員の事務局の事務を統括し、所属の職員の指揮監督をすることが職務であり、政治的な立場での職務ではありません。また、本年度は小・中学校の統廃合もあり、より激務であると推察します。これらの職務に対する対価ではないでしょうか。もう一度総務部長に答弁を求めます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほども申し上げましたように、今、岡崎議員が言ったように教育長の重責は大変に重い重責でございます。また、政治的な立場の職務でもないと考えております。今後、統廃合、かすみがうら市には教育的な重要な案件がございます。そのような中で、今回市長が10%を行財政改革の中の一環として提案したというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

総務部長の言う考えはわかりました。大変重要であるということは、それを重視して、市長などとよくその辺を協議していただきたいと思います。

次に、本年度教育長は、学校振興はもとより、荒廃した学校の立て直し、放射能対策、そして最重要課題である小・中学校の統廃合であり、より激務の年度であると考えます。そこで、教育長にお伺いします。現在、教育長の置かれている立場は多方面にわたって難題が山積、激務の中、頑張っておられると思いますが、現状の実態や今後の予測について、簡単に教育長としての職務の実態についてお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

教育長 菅澤庄治君。

○教育長（菅澤庄治君）

私の職務の重さについては、重々承知をしておりますし、本市においても課題が山積しているということは、いつも考えております。具体的に申し上げれば、放射能対策、学力向上、心豊かな子供の育成、それから小・中学校の統廃合など、本当に課題は山積しておいて、より一層頑張らなければならないと考えております。

報酬につきましては、私は組織の中で組織の決まりに従って仕事を、報酬のいかにかわらぬ頑張っていきたいと考えておりますので、それは議会の皆様の議決に従うのが筋だと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

よくわかりました。大変重責であるし、それだけの考えを持って、本当に大変だと思いますが、頑張っていたきたいと思います。また、今、報酬の話がありましたけれども、教育長という立場としては、それはまた別だと思います。

最後になりますけれども、札幌市特別職報酬等審議会の答申を例に挙げますと、市長の給与は、政治的な判断により実施されるべきものであり、実質的な削減措置を求めるものであるという意味が答申されております。これを参考とすれば、市長給与は政治的な判断により左右されますが、副市長や教育長は政治的な立場ではないため、報酬審議会の答申を受けるべきであると解釈をいたします。したがって、教育長の現在の職務状況を勘案しつつ、公正を期するためにも報酬審議会での検討を行ってから提案すべきであることを指摘しまして、私の質問を終了いたします。なお、答弁は結構でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君の質疑を終わります。

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、議案第40号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第40号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員会付託を省略することに決しました。

次いでお諮りいたします。

ただいま議題となっている議案第40号の討論・採決は、会期17日目の6月22日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 7 議案第 41号

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

発言通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

暫時休憩とします。5分間。

ちょうど切れ目ですから、5分間だけ休憩します。

休 憩 午後 2時31分

再 開 午後 2時37分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について質問をいたします。

通告の内容については、職務級別の人員と現行支給額に対して削減後の支給額の内訳について説明を求めるということになっていきますので、資料が皆さんお手元にあるかと思いますが、これについて簡単に説明いただきたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

職務級別の人数と現行支給額と削減後の支給額の内訳、対比一覧表でございますが、議員さんのお手元にも資料が……

資料に沿ってご説明を申し上げたいと思います。

職務の級につきましては、1級から7級までございます。その右側が計上人数でございます。

1、2級の職員が全体で76名、削減率が3%でございます。

1級の職員の現行であれば、平均支給額が19万968円、これを削減後の平均支給額で支給しますと18万5239円、削減額は1人当たり5729円でございます。

続きまして、2級の職員が57名、現行の平均支給額が23万4240円、削減後の平均支給額が22万7213円、1人当たりの削減額が7027円でございます。

続きまして、削減率4%の職員の級は3級、4級、5級、6級でございます。

3級の職員147名おります。平均支給額が、現行でございますが、29万8160円でございます。減額後が28万9215円、平均削減額が1人当たり8945円。

4級の職員につきましては、現行平均支給額36万1843円、削減後の支給額34万7369円、平均削減額が1万4474円。

5級の職員が72名ございます。現行平均支給額が39万9918円、削減後の平均支給額が38万3921円、平均削減額が1万5997円。

6級の職員33人、現行平均支給額41万5504円、削減後平均支給額39万8884円、平均削減額1万6620円。

7級の職員14人、削減率5%、現行平均支給額43万4962円、削減後平均支給額41万3214円、平均削減額1人当たりでございますが、2万1748円。

全体で職員人数443人ございまして、平均で支給額を申しますと32万9460円、削減後の平均支給額31万7517円、1人当たりの平均削減額が1万1943円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

これは月額給料、それぞれ各級別の職員の給与削減の実態であります。

そうしますと、これに単純に9カ月を掛ける。それから期末手当についてはどういうふうになっていますか。これについては、期末手当はまた別ですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

すみません、ちょっと暫時休憩をお願いします。大変申しわけございません。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時45分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今説明したのは平均給与額でございまして、期末手当、共済費等は入ってございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

給料が、お手元の議案の中に明細があります。5083万8000円給料がマイナスというふうになるかと思いますが、これが9カ月分でこの分を計算すると、マイナスが5083万8000円になるということですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

佐藤議員が言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

この分と整合性があるように、きょうは今すぐ出せないと思います。管理職手当のほうについても、それから期末手当のほうについても、勤勉手当のほうについても、各職級ごとに違っているんですか。各職級ごとに違っていれば、その分についてもこういう表で対照表を出していただきたいと思いますが、それはできますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

管理職手当、期末手当等についても、職級ごとに作成はできます。
以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

では、それは私もこれを見ていて、これと整合性を確認するのが必要だなと思いましたので、その点については資料を後で提出していただきたいと思います。

それで、皆さん、お手元に宮嶋市長の選挙公報についてお配りをいたしました。これは一昨年ですね、平成22年ですから、7月11日に執行されたかすみがうら市長選挙の公報であります。これはかすみがうら市選挙管理委員会の発行によるものですね。ここに宮嶋光昭と。本気の改革、強気で実行、市政一新というふうになっておりますが、市長みずから報酬の50%カットというのは大きな目玉としてなっておりますが、この中では、行財政改革を断行しというふうに載っておりますが、市職員の給与削減も人件費削減も書いていないんです。だから、私は文書でうたっていないと言ったんですよ。これでは市長の頭の中が、いっぱい行政改革があると思いますが、そのすべてを一般市民が理解できるか。有権者はこれで理解できると思いますか、市長。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公報の話であります。選挙公報に事細かに何から何までやりたいことを書くということは、字数が限られておりますから、できません。選挙公報あるいは選挙の際に出したいろいろなチラシあるいは広報紙、新聞等、そういったものあるいは街頭演説も含めていろいろな演説をやっておりますが、そういう中で給与削減、人件費削減については、不退転の姿勢で行財政改革を断行しの中の細則に入りますが、その細則については、そういった場所で言っているわけでありまして。だから、すべてここに具体的に書いてあること以外は公約に入っていないということは言えないわけでありまして。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いや、これでは一般の市民というか、有権者ではわからないんじゃないですかと言っているんですよ。わからないでしょう。宮嶋光昭さんが立候補しているときに、立ち会いでしゃべったこととか、それから講演会の広報なんかとか、そういうことがありますけれども、その中でも市職員の給与削減はうたっていないんですよ。ないんですよ。

それと、また行政改革の問題についても、確かに議員の日当制まで書いているんですよ。私は、議員の日当制についてはクレームをつけましたよね。これは、市長が、4月25日でしたか、立候補の決意を出すときにその話をしましたが、やはりそういう意味では、すべてがすべてではないんですよ。やはりみんな見るのは、公式のものは選挙管理委員会の公報なんです。ですから、行財政改革という中身について、皆さん十分にわからないままに判断をしたということになってしまっているんじゃないですか。そういう点から言ったら、やはり余り公約だ、公約だというふうに前面に立てるのはいかがなものかなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いろいろなチラシがございますので、チラシ、演説等で職員給与の削減については言っていると思うんですが、記憶では言っていると思います。そういうチラシが出ているというのも私は確証があるんですが、市民がすっかりそれを理解して投票してくれたかどうかについては私が判断することではないので、私はそういう思いで話をして、市長に就任していますので、それを実行しようとしているわけでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

私は、重要なものについては、きちっと表示をしなければいけないということなんですよ。特に、人件費ということを中心に強調していましたよね。そういう意味では、例えば出陣式のときに、当市の人件費は40億だと。そのうちの1割をカットして4億、これを行政サービスに使うという、そういう出陣式のときのお話はあったように私、記憶をしているんですよ。そういう点で、人件費の問題については、かなり前端的に押し出すということは必要だったかもしれませんが、これについてはないわけです。だから、一般の有権者がわかるという中身を打ち出すべきではなかったかというふうに思うんですよ。もしそうでなければ、この公約の中身の5つの大きなタイトル、これに皆さん共感をして投票されて、激戦を勝ち抜いたんじゃないかなというふうに思います。

ですから、そういう意味では、市民のコンセンサスというのは、やはり大きなスローガンだけだということもきちっと確認して、こういう細かい、市長が今頭の中に考えている公約をすべて何が何でも実行するというやり方は、やはり問題なんじゃないかということなんですよ。いかがですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

選挙公報に書いてあることが、一部具体的なこともありますし、ある程度不明確さを含むものも両方あるわけでありますが、また仮に具体的なものであっても、例えば23億円かかる石岡地方斎場移転計画の見直しで明確に火葬施設のみの新築ならば経費が4分の1で済みますとありますが、これは4分の1というのは五、六億の話ですが、結果的にはそれで決着しているわけではありませんで、具体的に書いたからそれを100%やるということで私は、努力はしておりますが、ものによっては本当に30%しかできないものもありますし、5番目の常設型住民投票条例については、まだゼロ%でありますし、ものによっては200%実現するものもあろうかと思えます。それは次の選挙であるとか、そういう機会に市民の信を問うと。今度は実績を問われるわけでありますから、その評価を受けるしかないわけでありますが、何が何でもここに書いてあるとおりにぴたりとやるということではありません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということなんですよ。市長がおっしゃったとおりなんですよ。何が何でも、自分の頭の中にあるやつはここにはまだ具現化されていません。大きなタイトルであっても、これは私は国保税については、市長の考え方とかなりギャップがあったですよ、支持しましたけれども。だから、私は反対しましたね。同じように、石岡斎場についても、やはりいろいろな環境の中で妥協を重ねながら、そういう状況になっているわけですよ。当然なんですよ。

だから、ごり押しするということ自体が問題だと。やはり合意形成を図りながら進めていくということだというふうに私は思います。

それで、総務部長のほうに聞きますが、平成18年度の決算の人件費合計は幾らでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

平成18年度の決算でございますが、40億126万6000円……

[佐藤議員「違う。40億1266万円です」と呼ぶ]

○総務部長（小貫成一君）

6万円です。大変失礼をいたしました。

以上です。

○議長（小座野定信君）

総務部長、訂正願います。

○総務部長（小貫成一君）

40億126万円でございます。

[「1266万円と言わなかったですか」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

ちょっと目が遠くなってしまって、大変失礼をいたします。40億1260万でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

40億1266万円なんですよ。これは私がつくったんですよ。これは万円単位ですから。いつも千円なんですけれども、今回、僭越ながら万円にしました。わかりやすいようにと思ったんですが。職員数は何人ですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

531名でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それで、今回提案されている平成24年の当初予算についての人件費合計は33億6010万円というふうになっています。それから、補正予算については、人件費合計が35億4228万円というふうになっていると思いますが、これは間違いないですか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

24年度の当初予算でございますが、33億6009万5000円でございます。今回の補正予算が35億4228万2000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

資料で23年度の当初予算、もう一回言ってくれませんか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

23年度でございますか。

[佐藤議員「ごめんなさい。間違った」と呼ぶ]

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

すみません。私のほうで勘違いしました。23年度のやつと24年度のやつで間違いました。すみません。23年度の予算が37億3241万7000円で、平成24年の当初予算が33億6009万5000円と。今回の補正だと35億4228万2000円ということですね。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

ただいまの23年度37億3241万7000円というふうに佐藤議員のほうで言ったんでしょうか。今、数字がちょっとあれなので、確認をさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩をとります。

執行部はすぐ一覧表をつくりなさい。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時02分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、数字を確認したのは、どれだけ人件費が下がっているのかということを確認するためにやりました。人員のほうについては、平成23年度の予算、そして平成24年度の当初予算、補正予算については人員は何人でしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

23年度464名、24年度当初予算441名、24年度補正予算時の人数444名でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、今、当初の予算と、それから補正予算、それから23年度の予算の対比が資料として出されました。

そこで、お聞きしますが、例えば平成24年度で今、整合性がございませんね。職員給与の削減については、議会は否決しました。一般会計予算は可決していますね。そういう意味では、整合性がございません。それで、今回の補正というふうになって給与削減は約半分ということでの提案になっていると思いますが、現行のまま、つまり給与削減法案が否決されたということからいうと、現行のままだと人件費は幾らになるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

24年度の削減がない場合の人件費でございますが、36億2328万9000円でございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、平成18年が、人件費合計の決算ですが、40億1266万円なんです。平成24年で今、給与を削減しなかったというふうにした場合に36億2329万円になります。そうしますと、平成18年度の決算との対比で言いますと、人件費はどのぐらい、対比で言いますと減っているということになりますか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務課長 雨貝高雄君。

○総務課長（雨貝高雄君）

6億5259万1000円になります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

18年の決算が40億1266万円なんですよ。削減しなかったら、今現在36億2329万円になるんですよ。そうすると、その差額は3億8937万円になるんじゃないですか。6億というのはどういう数字でしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務課長、挙手をしてからお願いします。

総務課長 雨貝高雄君。

○総務課長（雨貝高雄君）

失礼しました。24年度減額をしなかった場合であれば、今、佐藤さんが言われましたように3億8939万7000円になります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今私が言ったのは、当初予算だとかなり下がるんです。今言ったように6億5256万円です。削減しなかった場合でも3億8937万円が平成18年度と比べると減なんですよ。そうしますと、18年度と21年度の、例えば給与削減しなかった場合は、何%ぐらいの削減になるかということ、10%を超えているわけですから、18年度と比べると。

それで、お聞きしますが、平成22年度、もう決算は出ていますね。平成22年度の決算の人件費の合計は幾らでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

22年度の決算でございますが、38億6256万でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、平成22年度の決算対比でいきますと、今回の22年度の決算と比較して、削減がなかった場合は幾らになりますか、対比で。幾らぐらい人件費が削減されたことになるでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

総務課長のほうで答えをいたしますので。

○議長（小座野定信君）

速やかなる答弁を求めます。

[発言する者あり]

○議長（小座野定信君）

まだ指名しておりません。挙手を願います。

総務課長 雨貝高雄君。

○総務課長（雨貝高雄君）

2億3927万5000円になります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうしますと、22年度の決算対比で今、給与削減がないという場合でも、どのぐらいのマイナスになるかということなんですけれども、これは今、22年度の決算と、24年度の削減がなかった場合にどれぐらい削減されたことになるでしょうか。何%ぐらいになると思いますか。

○議長（小座野定信君）

速やかに答弁願います。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

総務課長のほうで答えをいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時11分

再 開 午後 3時18分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

6.6%でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

18年度の決算と比べまして10.7%、これは計算の仕方によって変わってきますが、分母を18年度の決算の金額、そして分子を平成24年度にした場合には9.7になるんですが、削減の率にした場合には10.7というようなことで、今述べましたように平成22年度の決算と比べても6.6%下がっているというのが実態なんですよね。そうしますと、今回の提案ですと平成22年度決算で示された内容からいうと、3億2027万になるのが補正予算の金額だと思うんですよね。

私は、人員も減っているし、また相当人件費も減っているということになります、市長の目標とする職員数及び人件費の削減というのはあるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

5%やればいいのか10%やればいいのかというような話ではありませんし、行財政改革は飽くなき追求ということで、今のところ、とどまるところを知らない徹底した削減をやっていかなければならないわけでありまして。私も、就任しまして国保とか、斎場が一番明確であります、斎場はこの経費が……

○議長（小座野定信君）

市長、本題のみにしてください。

○市長（宮嶋光昭君）

いや、関連でありますので言わせていただきますが、すべて100%に数字が出ているものについても、すべて100%いけばいいということではなくて、斎場については、私の期待したものの3分の1ぐらいしかできておりません。また、国保については、土浦並みにしたいのでありますが、なかなかそれも達成できないと。

人件費については、勸奨制度等も使いまして、予想以上に進んではおりますが、これはこれで徹底して今後とも進めていくと。そういう中での今回の人件費削減であります。まだまだ、本来であれば国家公務員並みの削減を目指したいわけでありまして、率においても国家公務員並みにしていきたいところでありまして、その5割減というところで提案をさせていただいているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、職員数も人件費の削減についても、目標とするものはないと。際限のない削減だということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ある意味で、そういうことも言えると思います。しかし、際限がないといってもゼロになるわけではありませんし、おのずから限度があるわけです。職員数等については、早急に削減計画を作成するよというを事務方に言っているのですが、先般も協議しましたが、まだちょっと見通せない状態でありまして、平成25年度の、今年度後半についても消防職3人とか、来年度についてもとりあえず暫定的に11名程度の新規採用をしようということで決めたところですが、しかし、職員数の削減目標についても、今のところ走りながら考えている状態で、まだ正式に決めたものはございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういう意味では、職員の人数については計画を出すように指示をしているということで、市長の任期の間にどのくらい削減するかというのを出す予定だということで確認したいと思えますけれども、さきの古橋議員の一般質問に、市職員の給与の削減幅を引き下げたことについて、バーゲンセールだというふうに述べましたよね。市職員の給与削減についてバーゲンセールという、そういう認識というのはいかがなものかと思いますが、実際そういうふうな認識でいらっしゃるかどうか、再度お尋ねします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3月提案から比べれば5割引きということで、そういう言葉を使わせていただきましたが、いわゆる給与削減についてそういう言葉が適切でないとするれば、取り消させていただきたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

きょうも、組合等の全員協議会の中でお話を聞いたんですけれども、委員長は、我々の人件費はバーゲンセールというような扱いにしてもらっては困るというようなことを発言しておりました。やはり市長としては、バーゲンセールという発言は取り消したほうがよろしいかと思いますが、それは確認できますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

改めて、そういうことであれば取り消させていただきたいと存じます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そういうことで、真摯な組合との交渉というのを組合が求めております。

次のほうの質問は、組合の協議についてであります。組合のほうは、たびたび申し入れをしている中身について述べておりますが、給与の削減の実際の中身というか、なぜ給与削減が必要なのかという点での十分な説明がされていないというふうに言っているんですが、そういう点での認識はございますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

過去、相対交渉で5回やっておりますし、文書によるものを入れれば7回、8回となるわけですが、組合に対しては、この現下のかすみがうら市の財政の状況等をお話しいたしまして、大変厳しい状況であるということをお願いをしております。さらには、単にかすみがうら市の財政だけでなく、納税者の立場、給与の官民格差を踏まえた納税者の気持ちを推しはかるときに、今の水準では余りにも職員が優遇され過ぎているというふうに私は考えております。納税者の観点から、そういうことを組合にお願いをした経過がございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

官民格差を強調しているということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

もちろん、納税者の、税金を納める人の立場に立ってみれば、現在の給与構造というのは余りにも官庁側が優遇されているというのは、あまねくほとんどの人の一致するところでございまして、それを無視した給与水準というのは私はあり得ないと、そういうふうに思っております。それが国を動かした今回の国家公務員の給与改定であると思っております。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

国家公務員の給与改定は、また別なんですよ。あれは本当に憲法違反の疑いがあるというふうに私たちは主張していますし、また国家公務員の組合もそういうふうに、人事院勧告を無視したやり方だということ憲法違反の疑いがあるというふうに言っております。復興財源といえども、やはりきちっとした人事院勧告なり、そういうものも含めてやるべきだというふうに言っているわけです。

ところで、市長は今回、期限を平成25年3月31日までにしましたね。これに対して、平成25年3月31日までにした理由は何か、改めてお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ことしの2月29日に国で国家公務員の給与改定をやったわけではありますが、その際に、その後、政府から地方自治体においてもこれに準ずるべきであるというような趣旨のお達しがありました。それに従うかどうかについては、地方自治体の、基本的には全く国と対等でありますから、これをやるやらないは自治体に任せられているわけではありますが、そういったことを受けての動きが自治体に出た場合、もちろんもう既にやっているところもあるわけではありますが、茨城の近隣自治体でそういう動きが今後出る可能性も踏まえて、今後の推移をとりあえず来年の3月までを一区切りとして見ようと。そういう意味で、25年3月を一たんの区切りとしたものでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

4月25日の職員組合に対する回答というか、特例措置について市長は、今後、近隣自治体で先行する国に準じる動きが出た場合には再協議することを前提に、できるだけ早い時期に給与の削減を行いたいと考えておりますというふうに文書で通知を出しております。ということは、今言ったように近隣自治体、県の人事委員会ですか、そういうところからの削減があった場合に、そのときに、そういうことも想定して来年の3月31日までだというふうにしたんでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

全くそのとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

あと、職級については、近隣の土浦市と同様にする必要があるというふうに当初述べましたが、今また新たな変化があったというふうに聞いておりますが、それについてはどういうことでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職務級については、私も今ちょっと聞いたんですが、土浦が8級まで設けたということではありますが、その情報は私は持っておりません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

5月15日に市長が執行委員長にあてて、職務級について、近隣の土浦市と同等にするために一部職務の級の見直しの調査を行うとお知らせしたところですが、土浦市に確認したところ、平成24年4月に職務の級の改正を行い、課長級以上の職員の職務の級が当市と同等以上とされたため、当面見直しは行わないことといたしますと書いてありますが、市長、これ、市長が出したやつなんですけれども、その点どうなんですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

7級までについては認識はあるんですが、今、8級を土浦市が設けたという話を総務部長がするものですから、それについては認識をしていないと。7級までについては、土浦市とかすみがうら市は、従来同じ課長級が土浦市の場合は1級下だったわけです。これは県内を見ると、いろいろばらつきがかなりあるみたいです。課長が5級なのか6級なのかについて半々ぐらいの率だというふうに聞いていますが、土浦市はかすみがうら市より1級、1ランク下だったんです。それを土浦市が今度、逆にかすみがうら市と同様に引き上げたという話は聞いておりますので、当面、かすみがうら市が逆に土浦市に合わせるということはないよと、そういう職組に文書を出したことでございます。

ただ、8級については認識がございません。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

7級プラス8級が土浦で設けられたというふうに言ったことについても、ここではわかりませんが、いずれにしても、7級職の段階では土浦との差はなくなったというふうに認識して、当面職務の級の見直しは行わないということによろしいですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

そういうことでございます。

ただ、8級については私も未確認なので、今、8級までの条例を改正したというふうに総務部長が言っておりますが、私自身も確認をしてみたいと思います。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

それから、組合のほうは団体交渉について、市長がマスコミを入れて交渉しろというふうに言っておりますが、マスコミ報道にこだわる理由は何でしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

団体交渉の経過の中で、職員組合が、私から言わせれば全く理不尽であるというようなことを

言っております。例えば、厚生労働省の発表している民間労働者の給与と公務員と同程度の人の給与水準、そういうものを全く認めようとしめないという考え方は、その一点張りで、そういうことのために交渉が前進しないわけでありまして、果たしてこういう考え方が今の職員組合、公務員の組合の中であまねく広まっているとすれば、これは私は問題だと。こういう職員組合の意識というのは、やはりきちんと世間に、表に出して評価を受けるべきだと、こういうふうに私は強い思いを持っております。

ですから、政治は納税者のためにあるのでありまして、その上で成り立っているわけです。それがいつの間にか官庁指導の政治、行政になっているということに対して、私はもともと憤りを持っております。政府でも、これはそういう話になっておりますが、そういったことから、やはりきちんと報道機関にも見てもらいたい。本当は市民公開でやるべきだと。本当の最後の詰めになったら、これは秘密会議でもいいとは思いますが、そういう今の現状認識について、私どもと職員組合の認識が全く違っている。こういうことについては、市民あるいは報道機関にきちんと不正性をわかっていただくために公開でやっていただきたいと、こういうふうに申しているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、マスコミを活用して今の職員組合の主張のあり方を問うということを目的にしているということですか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

マスコミを道具にするようなつもりはありません。もともとは市民の方に見てもらいたいわけでありまして。ですから、傍聴人を、マスコミであろうと、市民であろうと、みんなに自由に聞いていただきたい、そういう思いからで、しかし、市民一般に公開するということになると、最初そういうお話で職員組合には申し入れをしたのでありますが、それはだめだという回答があったので、それでは市民に広く知ってもらうための手段としてマスコミを入れてもらえないか、報道機関を入れてもらえないかと、そういう今、話をしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

いずれにしても、職員組合が逆に、真摯な市長の回答を求めている、それが無いというのは1つ大きな、交渉が進まない原因だというふうに言っております。マスコミを通じて市民にその実態を知らせるという行為よりも、市の職員をきちんと信頼しながら行政を進める。特に、私は何回も言いますが、今、市長がなすべきことは山ほどあるわけですから、市の職員をきちんと全体の奉仕者としての公務員としての役割を果たさせるために、そのためにリーダーシップを図ることが必要なんじゃないでしょうか。やはりそういう立場で指導していく。

今、人件費も大幅に下がっております。私は、人件費を削ることには反対でありますよ。何で

もかんでも人件費、これは人件費が行政の大きなサービスの根拠ですから、そういう点では意見は違いますが、やはり市の職員をきちっと住民の立場に立った、そういう仕事をさせていくというリーダーシップを発揮する。組合に対して、こういう自分の主張と組合側との折り合いがないからといって、そこで組合に対してまともな回答をしていないという形になると、やはりみんな心配しているわけです。

そういうことを、やはり逆な意味で市の職員を大きな目で見え引張っていくというふうなことをぜひ考えていただきたい。そのことを要望しまして、質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

そのほか、質疑はございませんか。

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

先ほど佐藤議員からも、今回の一般質問での答弁の中で、市長が、今回の職員給与カットの率はバーゲンセールであると。それで、市長は訂正をいたしますと言われましたけれども、できれば訂正とおわびという形で言うていただきたかったなと思います。

それで、このバーゲンセールという発言に対しましては、市長の立場の前に人間性の資質そのものが問われるのかなと思います。あの3月11日の災害のときも、職員は昼夜を惜しまず一生懸命復旧対策に走り回っておりました。それを統括する市長が、バーゲンセール、こういう発言はいかなものかなと思いますよ。約3万6000人の有権者であるかすみがうら市民がどう感じるか。この市長の発言を妥当な発言と市民は決して思わないと思いますよ。それについて再度、市長のご意思を確認したいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

当初の3月提案は約8%の水準であったわけでありましたが、それを4%にしたということは50%引きと。50%引きというのがそういう表現になったわけでありましたが、50%というのは確かにそういう表現も当てはまるかなという認識であったわけでありましたが、不適切であったということで取り消させていただきました。それは表現の仕方としてまずかったかなと反省をいたしております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

ですから、職員に対してもそういうおわびの気持ちというのはないんですかと聞いているんです。もう一回お願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

しつこくおわびしろと言われれば、おわび申し上げます。

[笑う者多数]

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

まあ、その程度のものでしょうかね。宮嶋市長はその程度のものでしょうか。何かしたり顔のような顔をしていますけれども、もうちょっと誠実に答えてくださいよ。

質問に入りますけれども、3月定例会及び臨時会におきまして、職員給与の改正理由は、国家公務員の給与の改定に準じた措置として、本年4月から2年間、職員給与の削減措置を講ずるものであると提案がありました。つまり、前回の削減率の根拠は国に準じた削減率、7.8%カットを採用して提案されたということでもあります。

そこで、伺いますけれども、今回の提案理由は、議会冒頭の説明では、等級に従って単に5、4、3%を削減するという理由のみでありました。私が確認したいのは、3月の削減率の半分として5、4、3%の削減率を提案しておりますけれども、市長の言う2分の1について、その削減根拠とその理由について説明を求めたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

3月のときは10、8、6という削減率であります。これは7.57%ですか、7.57%を級ごとに配分すると10、8、6という削減率になるわけでありまして、その前に、さっきも言いましたけれども、2月27日に上程してあった削減率は10、8、6ではなくて10、9、8、6だったと思うんですが、ちょっと内容が違っていたんです。それを3月8日に出し直させていただいたわけですが、それは国の制度をこの際、援用したほうが、いわゆるパクってきたほうが後々近隣でそういう流れになった場合に、将来の合併等も踏まえて、整合性が図れるだろうと。そういう配慮から、国の10、8、6というものを援用してきたわけなんです。その今回そっくり半分でありますから、5、4、3と、そういう数字になったということでもあります。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

全く根拠と理由が示されていませんよね。簡単に言えば、バーゲンセールだと言ったほうが早かったんじゃないんですか。今、市長が言われたように、3月議会では、今回やるのであれば、かすみがうら市が従来独自に考えていた削減案ではなく、国の示したものに準じたほうが、後々整合性等の問題で結果的によくなるというふうに、全く同じことを言っていたんですよ、市長はね。この答弁からすると、今回の5、4、3%はかすみがうら市の独自案であり、前回の提案理由とは異なるものと考えます。

また、市長のブログでは、今回の提案は財政危機、官民格差の是正という提案であるということですが、一方、3月議会の答弁にあったように、市長は明確にかすみがうら市は独立した自治体であるということを確認しております。ならば、ギリシャやイタリア、そして我が国の財

政の話ではなくて、市長の言うように独立した自治体であるかすみがうら市が財政危機であるかどうか説明を果たすべきだと思うんですけれども、いかがでしょうか。財政危機であるならば、常識的には財政再建団体として認定されるわけでありましてけれども、それはまだなっていませんよね。その辺の根拠、数字をもとに説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

5、4、3というのが根拠がない数字ではないかということではありますが、これは3月に出していた10、8、6の提案のときに申しあげました官民格差の是正であるとか、あるいは財政危機に対応するものであるということの流れの中にあるわけです。今回、それを半分、50%に落としたと。それをバーゲンと言ったわけですが、それを50%に落としたということは、前にもお話をいたしましたように、10、8、6の水準に、ここまでやってくれと言っていたのでは、なかなか職組の理解も得られないということで、単純にそれを半分にして提案したという、ただそれだけのことでございます。

また、10、8、6の根拠はどうなんだということではありますが、それは再三申すように、厚労省の調査によっても、少なくとも十二、三%の官民格差はあります。さらに、かすみがうら市で言えば、先般もお話ししましたが、かすみがうら市職員は563万です、平均給与、43歳。かすみがうら市の同じく43歳の市民の給与生活者の平均収入は415万です、概算ですが。それは職員が入っての、公務員が入っての415万ですから、かすみがうら市の平均収入にあらわれている税務課のデータから公務員だけを除いたら、土浦に勤めている人、国に行っている人、石岡に行っている人も含めて計算したら、恐らく300万台になるのは間違いありません。一方、かすみがうら市の職員は560万ですから、そういった官民格差がある。これを私は官民格差を是正と、こう言っているわけです。

もう一つ、財政危機じゃないんじゃないかということでもあります。財政危機は、本当に完全にイタリアやギリシャみたいに、破綻してから騒いだってしようがないです。あるいは、夕張みたいに、破綻しちゃってから騒いだってしようがないんです。現に今、かすみがうら市が年間150億の中で、140億ちょっとしか、概算ですが、収入がないわけです。毎年8億ないし10億の臨時財政対策債で支出を賄っているわけですが、これは家計に置きかえたら、給料をとっている以上の生活をしているということですから、これは早く改めないで、その積み上がった借金がことしいっぱい80億になるわけです。こういう事態を私は財政危機と呼ばずして何と呼ぶかと、私はそういうふうに皆さんにお訴えしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

市長の財政危機と言われていることがよく理解できないわけでもあります。

ちょっと角度を変えて、そこまで財政危機とおっしゃるならば、財政の破綻時期はいつなのかというのを教えてもらいたいですね。今、ことし3月に8億円の基金を積み立てて予算を計上し

ているんですよね。23年度からの繰越額が5月末で11億円に達したということを聞いております。つまり、一般会計約150億円に対して、合計19億円もの資金が累積したことになるわけです。この基金積み立てや繰越額をもっても財政危機であると言うならば、かすみがうら市はいつ破綻するのか教えてください。平成25年度ですか、26年度ですか。破綻する時期を教えてください。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰越金と基金の問題であります。繰越金が、一般会計では7億ぐらいであります。一般会計だけで申しますと150億のキャパでやっているわけです。150億のキャパでやっている、その中で7億や8億の繰り越しがなかったら、回っていかないと思います。

これ、自分の家計を考えてみれば、よくわかると思います。年間500万なら500万でやっていますね。500万のせなかで3月31日に締める。その時点で1カ月分が、500万だから40万ちょっとですね。それが20万しか繰越金がないということですから、50万の収入の人が20万しか収入がないということです。かすみがうら市の150億の予算の人が7億の繰越金を持っているということは、家計に置きかえたら、500万の人が20万か25万ぐらいの繰越金しか持たないということです。3月31日で切ったら。4月30日でも同じだと思います。だから、繰越金なんていうのは、そのぐらいあって当たり前で、繰越金がゼロなんていうことは、そんなことをやっていたら会計が回りません。

それから、基金であります。基金はまちづくりの復興基金ですね。復興基金だって7億ぐらい、今積み上がっています。これは特別交付金なんかが3月に来たので、復興のための交付金なんかが来たので、7億、まちづくりの復興基金として積んであります。一方で、340億の借金があるわけです。基金も全部合わせると30億とか40億の規模になると思うんですが、これはどこの家計だって同じことだと思うんですよ。片方で住宅ローンを抱えていて、片方で多少の定期預金は持っていると思います。だから、定期預金をゼロにして住宅ローンを全部返しちゃうというやり方もあると思うんですが、それはあると思います。しかし、かすみがうら市の340億の借入れ、臨時財政対策債の70億も含めてですね。それは、返済時期が決まっていて繰上償還や何かができないものもあります。繰上償還ができるものは、以前に借りた高い金利のものもあります。そういうものは極力繰上償還をして、早く借金は減らして、基金で安い金利で積んでおいたって意味がありませんから。しかし、財調基金であるとか繰上償還に使えるような基金は、340億の借金に比べたら、ほんのまだまだ少ないものである。7億の基金があるから安心だなんていうことは、全然ないんです。

では、いつ破綻するか。国だって、いつ破綻するかというのは、これはわかりません。破綻はあるとき突然来ますから。国債の信用度というのは、あるとき突然来るわけです。国の破綻が来たら、市だってもちろん混乱しますし、今、市単独で、じゃ、いつ破綻するんだという話ですが、市単独でこんなことをどんすかどんすかやっていったら、これだって、市の場合は国債みたいなものを出していないですから、市場に出回っている債権は出していません。銀行から借りていますから、突然破綻するということはありません。しかし、国が倒れて、銀行がおかしくなって、銀行から早く返してくれよと言われてたら、アウトになっちゃいます。

だから、いつ破綻するかなんていうことはだれもわからないわけです。わからないけれども、こういう事態を財政危機としてきっちりと認識を議員さんも持っていたらいいかと、今の小松崎さんのようなお考えだと、むしろ私は市民のほうが危機感を持っているのではないかというふうに思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

なかなかかみ合いませんけれども、私の記憶では、財政調整基金でも11億円ぐらいあるということで、そういったものを崩して借金返済すればいいじゃないですか。340億あると、ずっと言っていますけれども。私が言っているのは、そういう外国や日本の話でなくて、我が市のことを言っているんですよね。市長は、かすみがうら市が危機だと、いつも公言していますよ。市民はそれを信じています。どれくらいの割合か知りませんが、少なくとも市長を応援した人は、それくらいの人は信じているんじゃないですかね。ですから、市の最高責任者としての市長は、説明責任を果たすことが大事なのではないかと思います。

そこで、再度質問しますけれども、もう一度聞きます。いつ破綻するのか。おおよその破綻時期も示さないで、破綻する理由も説明できないで、財政危機に陥っているかのようにいつも答弁を繰り返します。ただ、市民に危機感をあおっているだけとしか思えません。つまり、全く根拠のない発言を、公的立場を利用して流布していると言わざるを得ません。もう一度、市長、責任ある答弁をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

繰り返になってしまうので、破綻時期についてはナンセンスな議論だと思いますので、よろしますが、納税者はもっと厳しい感覚を私は持っているのではないかと思います。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

では、先へ進みますね。

市長は、またことしの3月の議会で、これまで職員組合と仲よくすることが財政危機を招いたと答弁しているんですね。覚えていますよね。そのような発言をするのであれば、より一層財政危機の根拠を職員組合に提示すべきと思うんですけども、いかがでしょうか。その説明ができないのであれば、この答弁を訂正すべきであると思いますし、明確な答弁をやはりもう一回求めたいと思っています。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員組合と仲よくするというのがもし議事録にあるのであれば、それは職員組合の理屈を認めてきた。官民格差はないんだよとか、財政危機じゃないんだよとか、そういう、小松崎

議員と同じような職員組合の主張を認めてきた今までの行政政治あるいは執行部が、こういう事態を招いたと。それはかすみがうら市だけでなく、日本全国あまねく言えるのではないかと、そういうふうな認識をしております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これ以上財政危機のことについて質問しましても、市長からの責任ある答弁が得られないと思いますので、次の質問に入ります。

また3月の議会での話になりますけれども、市長は、「私はあくまでもかすみがうら市は独立した自治体でありますから、従来かすみがうら市はかすみがうら市で考え、独立したきちんとした対応をこの財政危機に対処する」と答弁しております。ならば、独立した自治体だからこそ、地方分権の趣旨にのっとって現下の財政状況を誠実に直視した上で、財政危機であるとの説明責任を果たすべきであります。しかし、今の答弁においてもなされておられません。つまり、独立自治体だからこそ職員組合が存在するわけであり、さらには市独自の引き下げならば、より説明責任が求められるわけでありますので、時間をかけても丁寧な説明を行い、合意形成に導くべきことが市長の責務であると思っておりますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職員組合との交渉であります。私は団体交渉だけで5回やってきたわけではあります。その5回の交渉経過を振り返ってみますと、全く進展が見られないわけです。主張も平行線。これは、これ以上続けても不毛であるということで、文書による交渉に切りかえたわけではあります。公開ができれば続けたわけではあります。公開ができないということでもありますから、不毛の交渉をやっても仕方がない、文書でやったほうがいいたろうということで、今、文書でやりとりをしているところでございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

また3月議会での話になりますけれども、市長は、「職員組合との話し合いですが、過去5回にわたって実施をしてまいりましたが、一步も進んでおりません。私から言わせれば、進んでいない原因というのは、職員組合がいわゆる官民格差を認めようとしなないわけです」と答弁しております。今言ったとおりですね。

我々議員は、職員組合から経過の事実をヒアリングいたしました。その結果、組合からの質疑や質問に対して、市長は一切回答していないという話がありました。先ほど財政危機の理由を質しても、明確な答弁が得られない状況であります。このような状況では、到底回答はできないと思います。つまり、5回の協議と言いますけれども、正しくは5回の要求のみを行ったのではないんですか、市長。組合からの質問には一切回答していないというのが事実即した正しい表現だと思いますよ。つまり、市長の言う協議とは、一方的な要求を指しているのではないんですか。

これでは労使協議とは言えないと思います。命令や押しつけではないのでしょうか。この点も再度伺います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

命令や押しつけがきくのであれば、それは簡単なんでありますが、そんなことが今、通るわけはありませんから、こっちからいろいろ主張しているところです。今、小松崎議員が職組からのヒアリングとして官民格差の問題についても私が交渉において言及していないかのような、あるいは財政危機、この困難な財政状況を説明していないかのようなヒアリングを小松崎議員が行ったとすれば、それは小松崎議員の聞き間違いか、あるいは職員組合の言い間違いか、それしか私には考えられません。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

職員組合のほうでは、どのように市財政の安定と市民サービスの向上を図るか、財政指標等を用いた具体的な理由、給与減額の理由の明確化などを市長に求めているわけです。しかし、何の回答もない、説明もないと言っているわけです。なぜ市長は説明や回答をしようとしなないのでしょうか。幾らでも文書による回答ができるはずだと思うのであります。それも全くしていない。片や、職員組合には、「議会への提案については労使合意を基本として対応する」、また、「貴組合と誠意を持って交渉に臨み、その結果を尊重していく」という考え方を示しております。これらの姿勢を見ると、考え方に一貫性がなく、相反した姿勢が見られるわけであります。端的に申せば、労使交渉を行う考えが全くないと言わざるを得ません。

そこで、改めて確認いたしますけれども、組合との合意に向けて、根拠を明確にして、しっかりとした論理の合った粘り強い交渉を行うことが市長としての責務ではないかと思えます。そのために独断や威圧を防止するために各種の法令があると思えます。この点についても見解を聞きたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

職組のほうの要求について、今後も引き続き、具体的な要求があれば示していきたいと思えますが、今まで口頭による、交渉の中で十分そこらのことについては、私は論は尽くしたというふうな認識をしております。しかし、再度点検をして、必要があれば回答をつくっていききたい。文書で引き続き交渉をしていききたいと考えております。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後になりますけれども、ちょっと所感を述べて終わりたいと思えます。

行政や議会の判断は、すべて恣意的に行われぬよう公正を期すため、各種法令が整っており

ます。法の目的は、一般的常識に基づき、紛争が生じないよう手続が定められているものであります。このことを市長も執行部も再認識した上で、これらの手続にのっとり、そして合意形成に向けて努力するのが市長としての責務であると考えます。

本提案に対し、3月の総務委員会においても、地方公務員法の手続、労働契約法の手続、そして判例の判断などの質問がありましたが、明確な回答はありませんでした。そして、山口前総務部長が再三にわたって繰り返す答弁は、議決により決定されるというものであります。これをありていに申せば、法的な手続を欠いているから議会の議決責任で判断してくれという答弁であります。

労働基準法においては、労使合意なく一方的に使用者側が労働協約を下回る就業規則を作成することは、労働基準法第92条第1項に違反するとも示されております。つまり、提案者が合意形成の責務を放棄していることは、既に提案要件そのものが欠落していると言わざるを得ません。また、議会は労使交渉もなく、労使合意のないことも既に確認しております。それを知りつつ安易に議会が可決したとすれば、裁判の判例で示されているように労働条件の一方的な不利益変更の議決責任が発生することとなります。そして、議会は不当の烙印を免れないでしょう。現下の状況を踏まえた場合、余りに一方的、恣意的な提案であり、提案要件が整っているとは到底思えません。したがって、このような状況で提案すること自体、時期尚早であることを強く指摘いたします。

最後に、本条例に伴うリコール運動は、議会に対し、このような法的判断を許さず、白紙委任状の提出を要求しているようなものであります。我々議員一人一人は、議決には重い責任があることを真剣にとらえ、判断していくべきものと認識しております。

以上で質疑を終了いたします。（拍手）

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の質疑を終わります。

暫時休憩します。おおむね5分ほどです。

休 憩 午後 4時15分

再 開 午後 4時24分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

そのほか、質疑はございますか。

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

大分皆さんお疲れのようですが、少しの間、ご辛抱願います。

それでは、佐藤議員、小松崎議員に続きまして、質問をさせていただきます。

3月定例会の総務常任委員会でも伺いましたが、条例改正の出発点である財政危機について再度確認をいたします。

市のホームページでは、平成22年度の財政健全化判断比率及び資金不足比率について公表がなされております。その4つの指標のすべてが健全であり、さらに資金不足額もないとして監査委

員の監査も終了し、議会にも報告され、そして市はそれを市民に公表しております。

そこで、市長公室長に伺います。

平成23年度の実質収支額も踏まえ、平成24年度にこれらの指数が急激に悪化したり、資金不足が生ずるような状況なのか、イエス、ノー、つまり悪化する悪化しないでお答えください。

なお、悪化するとすれば、その内容について説明を求めます。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

端的に悪化するか悪化しないかと申しますと、現在のところ、悪化はしないというふうに考えております。ただ、3月議会のときに財政課のほうから財政見通しというものを出していると思います。それですと、右肩下がりでどんどん下がっていくような状況になっております。

今までの一番、自分として、ちょっと余計なことになるかもしれませんが、予算編成の歴史を見ると一番わかると思うんです。一番最初は、予算編成について各課からの積み上げ方式で予算編成をしておりました。歳出が非常に多くて歳入が少ないというような状況の中で、枠配方式に変わりました。それから、枠配方式から、現在、事業型枠配方式というふうに予算編成の歴史が変わってきております。それを見ますと、かすみがうら市だけではなくて、今後どんどん財政が悪化していくと。悪化していくのはわかるんだけど、悪化していくのをどうしたらいいかというのが私たち財政課の仕事だと思っておりますので、起債事業、国・県補助金事業、そういったものを活用しながら、悪化しないようにするにはどうしたらいいかというようなことで運営していきたいと思いますが、何分とも役場だけでなく議員さんの協力を仰いで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

現在のあれを聞いているんです。現在は悪化していないか悪化しているか。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

先ほど悪化しないというふうに申し上げましたけれども、実際数字が出てくるのは夏場の決算統計をしてからでないと、実際の数字が出てきませんので、実際の数字は、そのときにならないとはっきりとしたことはわかりませんが、端的に申しまして、23年度から24年度への数字の変化というものが余り考えられませんので、先ほど悪化しないというふうに答えた次第です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

それは悪化しないということなので、健全財政であると理解してよろしいですね。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

現在だけでの判断ですと、そうなります。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

それでは、次に3月定例会、これは総務委員会なんですけど、伺いましたが、数字の根拠として質疑をいたします。

平成24年度当初予算において、人件費の減少総額は前年度対比3億7000万、平成23年度退職者に伴う人件費の減少分は約2億700万、給与改正による給与カット分は約2億4000万に上がりますと。つまり、人件費は十分過ぎるほど減少しております。

そこで、伺いますが、まず退職者の2億700万は、主にどのような経費に充当したんですか。また、今回の提案による平成24年度7月から平成25年3月までの削減額約8,000万については、主にどのような経費に充当するのか、市長公室長に伺います。仮に、財政当局として、一般財源であるとの理由により色がつけれないとすれば、わからないで結構でございます。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

一般財源でございますので、どこにつけるといふものは認識しておりません。今後とも一般財源をうまく活用して運営していくという次第です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

退職分の経費をどこに充てたのかは、色がつけれないというようなことでございますので、それはわかります。しかし、職員給与の減額分は使途を明確にすべきであります。当初、職員組合に対する公表では、国保税の制度改正に充てるとし、それが可決されると、次に中学3年生までの医療無料に充てるとし、そして国家公務員の制度改正に準ずるとし、これを裏づけるように、本年5月15日の市長から職員組合あての文書に、財政状況の改善が記されております。

一方、ある議員の一般質問でもありましたように、平成23年度分の全会計の実質収支額、つまり繰越額は、先ほども小松崎議員のほうで質問でおっしゃいましたが、11億に達しております。これらの数字の裏づけからしても、財政状況の改善ではなく、単なる資金確保のみが目的となっているのでは 아닙니까。だからこそ、あてがう先もはっきりとせず、毎回提案根拠がころころと変化をしているのでございます。

そこで、伺いますが、提案理由の本質である、何をもって、どのような数字を根拠とし財政状況の改善と言うのか、まず説明を求めます、市長公室長。

○議長（小座野定信君）

市民公室長 川尻芳弘君。

○市長公室長（川尻芳弘君）

今、私たち財政課では、先ほど佐藤議員のほうから質問がありましたとおり、24年度当初予算の段階で予算のほうは可決されております。ただ、条例が否決されまして24年度当初予算の段階で、その当時2億4000万の歳入欠陥というようなご説明をしたかと思えます。2億4000万の歳入欠陥をいつ、どの時期に補うのかというふうには頭の中では検討してございます。

先ほど24年度補正予算の中で、佐藤議員の質問の中ではっきりわかったんですけれども、あと8100万7000円ほど、当初予算と比較すると、まだ財源が不足しているというふうに今、認識しております。どのようになったら財政がよくなるのかということでございますけれども、あくまでも私たちは、先ほど鈴木議員からありました健全化の指標が4つほどございますけれども、その判断しか今はないのかなというふうに考えております。その指標がもっとよくなればよくなった、基準より悪くなっていけば悪くなったという認識でございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君。

○10番（鈴木良道君）

それでは、最後になりますが、条例提案に当たっては、減額理由、減額期間、減額の幅、さらには減額をされた財源をどこに使っていくのか、既定経費が不足している状況、他の手法では財源確保ができないとの理由など、具体的かつさまざまな観点から説明責任を果たし、その上で労使合意を得て、減額提案をされるべきであると思えます。

そして、なぜこの財政状況で削減しなければならないのかという明確な提案がないのであります。つまり理由がわからないから、労使協議も進まず、議会の議決が得られないわけでありまして。はっきり申せば、本提案は労使間の対等の立場における合意ではなく、根拠なき職員給与の削減のみが先行していっていると言っても過言ではありません。つまり、説明責任を果たせるような根拠を整えて提案するよう、質疑を終了いたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

10番 鈴木良道君の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

議案、同じく41号について、それぞれ小松崎議員や鈴木議員が話したのと重複しますが、確認の意味でもう一度質問をさせていただきます。

今回の提案に伴い、組合との労使交渉はなされたのか、具体的に削減の理由、交渉回数、交渉内容について報告を求めます。あわせて、これまでの組合からの質問に対し具体的な回答をしてきたのか、あったのかないのか、イエスかノーで総務部長に答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

先ほどから何回か市長が答弁しておりますが、交渉過程において、その財源を確保して、それをどのように活用するかというような明確な文書での回答は、手元にあるのでは、ないのではないかとこのように考えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

ないということによろしいですね。それでは、そういうふうに理解します。

市は、組合に対して、「議会への提案については労使合意を基本として対応する」、「貴組合と誠意を持って交渉に臨み、その結果を尊重していく」という回答を提出しております。この労使合意を基本として対応するとは、どのようなことなのか、その趣旨について総務部長に説明をお願いします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

地方公務員における交渉制度というのがございます。交渉の法的性格でございますが、職員団体がその構成員である地方公務員の勤務条件の維持・改善を図るため、地方公共団体の当局との間で行うものでございます。書面による協定は、「当該地方公共団体の当局及び職員団体の双方において、誠意と責任をもって履行しなければならない」、地公法第55条第10項に明記されてございます。そのような考えでございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。そういうことで理解しますけれども、本案、労使合意がなされた提案なのか、これは市長に、何度も聞くようですけれども、されたのかされないのか答弁願います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

さっきからご質問を川村議員以来、ずっと何人も何人も入れかわり立ちかわりではありますが、何か聞いていると1人の人が書いたような文章でありまして非常に共通性を感じるわけですが、ですから、答弁も同じような答弁になってしまいます。

これは聞く人が1人なんだから答えるほうは1人になっちゃうわけですが、そういうことを前置きして、何でしたっけ、質問の本旨は。

[岡崎議員「労使交渉」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

労使交渉が幾つも出ているから。

[岡崎議員「労使合意です」と呼ぶ]

○市長（宮嶋光昭君）

労使合意は、さっきも質問の、皆さんの何人もの質問にお答えしたとおりでございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

大変失礼しました。わかりました。そのように市長は答弁していますので、そういうふうに確認の意味で、今しましたので、大変失礼しました。

さらに、誠意を持った交渉とは、市にとってどのような交渉なのか、また誠意を持って交渉されたかについて、これももう一度総務部長にお伺いいたします。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

現在、職員組合との予備交渉の段階で、市長、執行部側が——市長でございますが、報道機関を入れて交渉を行いたいという申し出を職員組合に行っていますが、職員組合のほうは労使間の交渉において対等の立場で行いたいというような申し出がございまして、団体交渉は実施されておられません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

それでは、誠意を持った交渉というのは、そういうふうにしていないということでは了解してよろしいのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

その辺はちょっと答弁に苦しいんですが、地方公務員の地公法第55条に照らし合わせれば、職員組合との労使交渉において妥結を経て、それで議案を提案するのが一番ベストな方法であるというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

次に、もう一つ聞きたいんですけども、その結果を尊重していくということで、尊重するのにかつて、これも総務部長にお伺いしたいんですけども。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

団体交渉において、職員組合の妥結を経て、それが一番いいベストな方法でございまして、妥結をしてもらうのが誠意ある交渉だというふうに私は考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君。

○2番（岡崎 勉君）

わかりました。ただいま市長にも、同じ人が書いたのではないかと申しますが、私が一番言いたいのは、労使交渉がされたのかということを確認したかった意味ですので、大変申しわけなかったと思います。

最後になりますけれども、国家公務員の給与改正でさえ、全日本自治団体労働組合では国家公務員の給与減額改正は地方に影響を与えないではないとし、より組合との合意形成が必要不可欠となったとして声明が出されております。ましてや、今回の提案はかすみがうら市独自案であり、さらに組合との合意形成がより不可欠であると考えます。

あわせて、3月の委員会で申し上げたように、我が市の動向が他の自治体に大きな波紋を及ぼすことも、議会としては十分配慮しなければなりません。だからこそ、説明責任が問われるわけでありまして。

執行部におかれましては、これらの状況について適正に理解され、真摯な運営がなされるよう申し添え、質疑を終了いたします。答弁は要らないです。

以上です。

○議長（小座野定信君）

2番 岡崎 勉君の質疑を終わります。

延会について

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

本日の会議はこれにて延会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

○議長（小座野定信君）

よって、延会することに決定いたしました。

次回は、あす6月15日午前10時から会議を開き、引き続き議案質疑を行いたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでした。

延 会 午後4時43分